

平成14年第2回防府市議会定例会会議録（その3）

平成14年6月27日（木曜日）

議事日程

平成14年6月27日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30名）

1番	深 田 慎 治 君	2番	山 下 和 明 君
3番	河 杉 憲 二 君	4番	行 重 延 昭 君
5番	岡 村 和 生 君	6番	弘 中 正 俊 君
7番	横 田 和 雄 君	8番	藤 本 和 久 君
9番	斉 藤 旭 君	10番	山 本 久 江 君
11番	木 村 一 彦 君	12番	馬 野 昭 彦 君
13番	藤 野 文 彦 君	14番	山 田 如 仙 君
15番	平 田 豊 民 君	16番	安 藤 二 郎 君
17番	熊 谷 儀 之 君	18番	佐 鹿 博 敏 君
19番	石 丸 典 子 君	20番	松 村 学 君
21番	大 村 崇 治 君	22番	広 石 聖 君
23番	藤 井 正 二 君	24番	河 村 龍 夫 君
25番	今 津 誠 一 君	26番	田 中 敏 靖 君
27番	中 司 実 君	28番	青 木 岩 夫 君
29番	横 見 進 君	30番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	関誠君	財務部長	湯浅克彦君
財務部理事	板村壽一君	総務部長	中村武則君
総務課長	渡辺知明君	生活環境部長	戸幡昭彦君
産業振興部長	阿部實君	土木建築部長	林勇夫君
都市整備部長	清水義久君	健康福祉部長	村田辰美君
教育長	岡田利雄君	教育次長	山下州夫君
水道事業管理者	福田勝正君	水道局参事	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	小田寛君

事務局職員出席者

議会事務局長	山下正君	議会事務局次長	中村武文君
--------	------	---------	-------

午前10時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

11番、木村議員、12番、馬野議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより一般質問を行います。2番、山下議員。

〔2番 山下 和明君 登壇〕

2番（山下 和明君） 質問に入る前に、松浦市長に一言申し上げます。

市民より負託を受けた第2期目、4年間の出発であります。これからの1年1年は、防府市の未来を決する重要な転換の時期にあると存じます。所信表明に明言された中核都市形成実現においては、手腕を発揮していただきたいことをお願い申し上げます。

それでは、通告の順に従い質問をいたします。

今年4月から、小・中学校で学校週5日制がスタートし、ゆとりある教育の実現となりました。子どもたちの自由な時間がふえ、さまざまな体験や活動を通して、自立した人格、生きる力の育成を目的とした学校週5日制の試みには大きな期待が寄せられております。しかし一方では、子どもたちの学力低下に対する懸念の声があるのも事実であり、そうした子どもたちを取り巻く社会環境は変化し、激化の中で取り残されていくのではないかと危惧いたしますのは、不登校の問題であります。

文部科学省の学校基本調査によると、2000年度に小・中学校を年間30日以上長期欠席した児童・生徒は22万4,000人で、そのうち不登校を理由とする長期欠席の児童・生徒は13万4,282人と6割を占めており、91年度以来、不登校は毎年過去最高を更新しています。

平成12年に公表された同省の問題行動調査によれば、いじめや教師に対する不信という学校側の要因とともに、家庭側の要因が不登校のきっかけとなったケースが多いというが、不登校に至るケースはさまざまで、学校の集団生活そのものにストレスを感じる子どもも少なくなく、不登校はだれにでも起こり得る事柄なのであります。

不登校の児童・生徒への対応は、学校に復帰していただくことが基本であることは承知しておりますが、先ほど申しましたように、不登校の理由でいじめや教師への不信などが要因の場合、学校側の問題が解決しないまま、学校への復帰だけを促すだけでは、問題の本質的な解決にはならないと思われまます。何の落ち度もない本人、しかも貴重な学習の機会も奪われてしまっているのであります。防府市におきましても、同様に不登校の児童・生徒は年々最多を更新しており、少子化が進んで子どもたちが減っているため、全児童、全生徒からすれば、占める不登校の割合はより一層の増加にあります。

そこでお尋ねをいたします。不登校の子どもたちの支援策には全力傾注してこられたと思いますが、効果が上がらない原因は、理由はどこにあるのか。そして、ふえる不登校の子どもたちの今後の受け皿はどのように考案しておられるのかお伺いいたします。

2点目は、現実に多数の不登校の児童・生徒が存在するという現状を受けとめ、教育を受ける権利をどう確保するかという観点から、不登校の児童・生徒の自宅に、定年退職した元教員らを派遣して学習を支援するホームスクール（在宅教育）制度を検討されてはいかがなものか、教育を受ける機会を提供する方策として御所見をお伺いいたします。

3点目は、熊本市の不登校アンケート調査では、「学校や家庭の中で気軽に相談できる人がいない」と答えた人が40%いたそうでありまます。また全国的にも、人との交流を避けたがる、いわゆる引きこもりの20代、30代の方がふえていると言われております。

提案いたしますが、不登校にある子どもたちは、皆人材であります。夢や希望を持ち、

将来をこうこうと輝いていただくために、不登校の児童・生徒の悩みに相談相手として希望される家庭にボランティアとして、子どもとの年齢に近い大学生、短大生を派遣し、学校復帰を促すというより、友達として悩みの相談や遊び相手になってもらうことを目的としたユア・フレンド事業を前向きに検討してみてもはいかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

次は、母子家庭医療費助成制度についてであります。

世帯構造は、世帯人員の減少が進むにつれ、世帯数は逆に増加しております。また離婚が増加傾向にあることから、昭和36年当時の母子家庭は約8割が死別母子家庭であったのが、平成5年には約7割が生別母子家庭であるなど、母子家庭となった要因は大きく変化し、そうした要因の割合は今後さらに進み、よって近年では、離婚に関する国民の意識が急速に変化していることが指摘されています。

こうした変化が見られる中で、今後の母子家庭への施策をどのように進めていくかが問われており、そうした母子家庭の自立促進や児童の健全育成を図る上で、子育てと仕事の両立を支援していくことが重要な課題であろうかと思えます。母子家庭を支える施策の中で、児童扶養手当と母子家庭医療費助成制度が主な事業だと考えます。

そこでお尋ねをいたします。母子家庭医療費助成制度、いわゆる福制度は、医療費を助成することにより、母子家庭の生活の安定と福祉の増進を図るもので、対象者は市内に居住地を有し、国保及び社保の規定による被保険者、組合員または被扶養者のうち18歳に達する日の属する年度末まで、高校生は卒業までの児童を養育する母子家庭の母及び当該児童並びに同年齢の父母のない児童となっており、他の制度の医療費支給を受けている者は除かれており、所得制限は市民税の所得割が非課税世帯に限られております。

ところで、昨年7月、母子家庭医療費受給者証の交付申請において、申請者の所得は前年と変わりはなく、制度が改正されたものでもなく、以前から同居世帯ですが、医療費受給者の対象から外されましたと関係者から声が寄せられました。

当局にお聞きしますところ、原因は同居世帯の所得にあるということが理由ですが、なぜこのような事態と対応をとらなければならなかったのか、事情といきさつについて説明を求めます。また、交付申請の窓口に来られた母子家庭の申請者、前年度までは制度の対象者だった者に対してどのような説明をされ、相手は理解されたのかどうか。

2点目は、母子家庭の子育てと仕事の両立を図る上でお尋ねをいたします。

現在のところ、男女の雇用は条件にまだまだ差異があり、当然母子家庭は、一般世帯に比べれば収入は少なく、子育て、仕事の両立を図る母子家庭にとっては、大変な人並み以上の労苦があるのではないかと思います。同居はさまざまな事情によってのことであり、

祖父母との同居は、経済的な面、子育て、また精神面、傷病の場合においても、母子ともに安心を与える選択の行為ではないでしょうか。よって、母子家庭医療費助成制度を見直してはどうでしょうか。例えば県制度の所得制限を撤廃するとか、緩和するか、または同居であっても母親の所得を対象にするか。前段申しましたように、このような社会状況の中です。母子家庭への医療支援施策が充実していくよう検討する必要があると考えますが、いかがなものでしょうか。当局の御所見をお伺いいたします。

次は、高齢者・障害者へのごみの戸別収集についてであります。

循環型社会を目的とした各種のリサイクル法の施行に伴い、分別していた燃えるごみ、燃えないごみに加え、今や分別の種類も大幅にふえ、各家庭、各地域においては、意識の向上とともに、分別の取り組みも積極的、盛んになってまいりました。しかし、高齢化社会は潮が満ちるように水かさは増し、防府市の65歳以上の高齢者は、1月1日付で2万4,541人、全体の20.5%を占めるところまできており、障害者の水位においても同様の状況にあります。

このような時代背景をかんがみ、高齢者・障害者の方で、ごみステーションまでごみ出しが困難となった人、また分別することが困難となった方々に対する取り組みについてお尋ねをいたします。現状では、介護保険の訪問介護サービス、家事援助にて、条件つきではありますが、ホームヘルパーによるごみの分別作業やごみステーションへの搬出等は訪問介護サービスをケアプランに組み入れれば可能な行為とされております。

そこで世帯員のすべてがごみの搬出・分別等をする行為が困難で、身近に協力して下さる方がいない65歳以上の高齢者がいる世帯、そして重度の身体障害者、または知的障害者がある世帯に対し、介護保険とは別の制度、介護予防・生活支援事業の軽度生活援助事業の中でごみの搬出・分別作業がホームヘルパーによって対応できないものかお伺いいたします。

2点目は、今申しました支援の対案として、清掃事業、ごみ収集業務の中で、家庭系の可燃ごみを先ほど申しました条件の範囲で登録制度とし、戸別にごみを収集することができないものか。業務の負担にならうかとは存じますが、しかし、身近な市民サービスの一環であると言えるし、安否の確認も含まれる行為で、ましてや高齢者・障害者の方々にとっては、大変助かる支援であらうかと思えます。2提案申し上げましたが、当局の御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 2番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。

まず、高齢者・障害者宅へのごみの戸別収集について、市長より答弁をお願いします。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 新しい任期を迎えました私に、改めて御激励をいただきましたことに感謝申し上げます。

私からは、高齢者・障害者家庭のごみ出し等について、ホームヘルプサービスの中で対応できないかとの御質問について、まずお答えいたします。

議員の御質問の中にもありましたとおり、介護保険の対象となる高齢者に対しましては、ごみの搬出等への援助が必要とされた場合に、ケアプランに組み入れられ、家事援助サービスの一部として対応しているところです。

障害者のホームヘルプサービスにおきましても、その障害の程度及び家族の状況により、掃除、調理などの家事援助サービスの必要性を判断し、ヘルパーを派遣しております。必要とされる家事援助の中に、ごみの搬出等が含まれておればヘルパーが行っております。また、介護保険対象外の高齢者につきましても、軽度生活援助事業として同様の対応をしております。

以上のとおり、ヘルパー派遣家庭においてのごみ搬出等につきましては、柔軟な対応を心がけているところですが、御質問のごみ搬出等のみでのヘルパー派遣につきましては、今後、派遣対象者の要件などの運用方法及び要望の動向を勘案しながら検討してまいりたいと存じます。

次に、清掃事業として、高齢者・障害者宅のごみの戸別収集を条件付きの登録制で実施してはどうかとの御提案についてですが、先ほども申し上げましたが、福祉施策として支援を検討してまいりますので、クリーンセンターでのごみ収集につきましては、地域の皆様の御協力をいただきながら、現行のステーション方式を継続してまいりたいと思っております。何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 今、御答弁いただいたわけでありましたが、介護保険で扱いますと、あくまでも介護保険の介護認定者に限られるわけでありまして、そうしたこともよく理解していただいておりますが、しかし、ごみ出しは朝の時間帯となりますと、ケアプランに組み入れることについて無理が生じるのではないだろうか。いわば家事援助との連動性があるかと思えます。ごみ出しの時間といえば、そう時間を要するわけではありませんので、その部分だけで来ていただくと、今、1時間単位で自己負担ということでございますので、たしかヘルパー派遣においては1,530円、そのうち153円が自己負担ということになってしまうということになるかと思うんです。そういった意味

でどうかと、こう思っておるわけでありませう。

それと、やはり障害者が対象にならないわけでありませう。そこで私は、福祉施策の中で、昨日も質問の中にありましたけれども、介護予防については、2万5,000人の高齢者を突破すると、たしか今の予算の2倍近い2億程度ぐらいの予算ベースの事業ができるようになるかと思ひますので、そんな中で考えていただければ一番いいのではないかなと。

とはいえ、やはりここにも自己負担というものが生じてきます。私が対案で清掃業務のごみ収集の中で対応できないかと言ひましたのは、ごみ出しとなりますと、これは有料でありまして、袋を購入します。そうしますと、先ほどの福祉の制度でいきますと、また改めて自己負担が余分なものがくるということで、一番いいのは、清掃事業のごみ収集業務の中で対応していただくのが一番いいのではないかなと、負担が一番少なくていいと思ひます。昔は戸別収集をしていた時期もあるわけでありませう。当然、今、収集車も大きくなっておりますし、ステーション方式になっておりますので、なかなか改善は難しいかもしれませうけれども、たしか宇部市さんも、介護保険の生活支援事業の実施要綱の中の軽度生活援助事業の中で対応されておられるようなんです。聞きましたら、今は利用者が大体40世帯程度ということでありまして、自己負担が80円ということにしておられるわけでありませう。

こういった部分で、先ほど答弁にありましたけれども、ごみ出しのヘルパーの派遣については、動向を見ながらということで調査されるんだらうと思ひます。この対応でもいいかなと。やはりごみステーションに持っていくというか、ごみ収集業務の中で対応するのは、現実的に難しいのであれば、この福祉サイドで対応をお願いしたいと。これは要望です。よろしくお願ひいたします。

議長（久保 玄爾君） 次は、不登校の子どもたちの支援について、教育長よりお願ひします。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 不登校（登校拒否）の子どもたちの支援についてお答えいたします。

議員御指摘のように、不登校児童・生徒は年次的に増加しており、この問題の背景には、心の問題を含めた児童・生徒自身の問題、家庭や学校のあり方、社会の状況など、さまざまな要因が複雑に絡みあっていると考えられます。特に高度情報化、都市化、核家族化、少子化といった社会変化の中で、社会性や対人関係能力、耐性が十分身につけていない児童・生徒の状況、基本的な生活習慣や倫理観等が十分身につけられない家庭の状況などの問題も指摘されています。

不登校児童・生徒を減少させるための取り組みは、教育の重要な課題の一つとして考えておまして、本市では次の3つのことを重点に努力しております。

1つは、新しい学力観に立った授業展開。2つ目は、各学校の教育相談体制の充実。3つ目が、適応指導教室の設置。この3つの柱で対応を進めているところでございます。

まず、1番目の新しい学力観に立った授業展開につきましては、学習内容を基礎・基本に精選し、体験的な学習や問題解決的な学習を通じて、児童・生徒がみずから学び、みずから考える力をはぐくむことのできる授業への転換を図るとともに、きめ細かな授業を展開するために、ティーム・ティーチングや児童・生徒の理解の状況や習熟の程度、興味・関心に応じた少人数指導も実施し、わかる授業、温かい学級、楽しい学校の実現を目指しているところでございます。

次に、2番目の教育相談体制の充実につきましては、各校の実情に応じて、生徒指導部あるいは教育相談部を中心に、不登校傾向にある児童・生徒に対しては、共感的な寄り添いを基本姿勢とし、学級担任等が家庭訪問を繰り返し、児童・生徒及び保護者との人間関係づくりと学校復帰に向けた働きかけを日々重ねているところでございます。また今年度は、スクールカウンセラー及び心の教室相談員がそれぞれ4つの中学校、計8校に配置されております。

次に、3番目の適応指導教室の設置につきましては、学校復帰を前提とした適応指導を実施することを目的に、平成12年5月にオアシス教室という名前で開設し、心理面も含めたカウンセリングや学習相談・指導を行っております。平成13年度は22名の入室があり、うち8名が学校に復帰いたしました。その他児童・生徒の状況によって、通学区域の弾力的な運用も図っております。しかしながら、このような支援体制をもって対応してきたにもかかわらず、不登校児童・生徒が依然として増加の傾向にあることは事実であり、私たちはこのことを真剣に受けとめ、新たな視点でこの問題を考えていかななくてはなりません。

不登校児童・生徒の問題を考えるときに、不登校傾向にある児童・生徒に対して、より緊密なかかわりをしていくだけでなく、幼少期から家庭教育を行う保護者へのアプローチ、子どもを取り巻く社会環境のよりよい醸成、さらには、学校・家庭・地域社会のみならず、これに関係機関を加えた4者の有機的な連携等も含めて、不登校を生じさせない予防的な対応を総合的に進めていかなければならないと考えています。

さて、議員さん御提案のホームスクール事業、ユア・フレンド事業につきましては、今後の支援に向けた貴重な御意見として受けとめたいと思います。

ホームスクール事業は、在宅学習が主たる支援ということになりますが、人材の確保や

各家庭へのプライバシーの保護等の配慮も必要になってまいります。今後のオアシス教室の発展的な運営として視野に入れながら、研究してまいりたいと思います。

また、ユア・フレンド事業につきましても、大学生や短大生が不登校児童・生徒の話し相手としてカウンセリングや学習相談を目的にかかわっていくものですが、新しい視点に立った教育相談・支援のあり方と理解しております。将来、児童・生徒の指導にかかわる職業を目指す若者への研修機会の拡充という視点からも研究を進めてまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 今、お話を聞きますところ、学校側もこの不登校に対しては御努力をしておられるけれども、なかなか効果が上がらないというか、厳しい状況だなというような感じを受けました。

お尋ねいたしますけれども、私、調べましたところ、少子化が進む中で、平成4年度では、小学校、中学校の不登校の子どもたちが大体30人程度いました。平成13年度では、小・中学校合わせて175人の不登校の数が報告されておるわけでありまして、この10年間の間の中を見ても、特にこの平成10年においては、平成9年からの数からしましても、44人ふえている。この平成10年ごろから急激に不登校の生徒たち、子どもたちがふえてきているというような感じがしているわけでありまして。ですから、平成4年度から平成13年度の10年間において不登校の児童・生徒数は約6倍にふえております。このような状況にあるわけでありまして、今後不登校の児童・生徒数はますますふえていくと思われるか。今後どのように不登校の子どもたちの推移が、いわば上昇していく。大体今は、小・中学校合わせて、子どもたちは約1万人、少子化で減りましたけれども、今1.7%、2%までいっていませんけれども、かなり低いところではありますけれども、ふえてきております。

教育長、どうなんでしょう。将来的にどの程度ぐらいまで、この不登校の子どもたちというのはふえていくと見ておられるのか。それとも、今申された支援対策の効果が出て、不登校の推移が下がっていく、落ち着いていく、このように見ておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。将来のことを推測するのはなかなか難しいのですが、我々行政も、それから学校も、あるいは保護者の方々も一生懸命に頑張っていると思いますので、願いとしましては、将来は横ばいか、あるいは減ることを願うわけですが、当面の諸般の事情を考えると、一気に数が減ること

はなかなか難しいのではないかと思います。現に、例えばオアシス教室に通ってきている生徒等を見ておられます、なかなか学校に復帰できそうで復帰できない。それは何が原因であるか、たくさんの要因が絡んでおりますので、難しい問題がありますし、それから不登校もいろいろな理由がありまして、理由が数えられないくらいあるわけでございまして、我々が今、行政の立場から対応しているのも、ほんのわずかの対象しか対応できていないのではないかと考えています。その意味から、残念ながらまだしばらくは横ばいではなくて、右上がりの傾向が続くのではないかとということを心配しています。ただ願いは、今、県の教育委員会も、あるいは本市も、教職員の配置、特に不登校、心の教育に関してのたくさんの教員をいろいろな角度から配置していますから、近い将来は減っていくことを願うわけですが、当面は、その効果が出るにはまだ複数の年数がかかっているのではないかと考えております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） わかりました。当面、今、すぐすぐ願いが成就できるということはどうもないようで、さらに不登校の子どもたちはふえる環境にあると、このように認識せざるを得ないわけであります。

最近、新聞の記事等を見ますと、学校週5日制にかかわる記事なんかが掲載されております。結構、将来に警鐘を鳴らしておる事柄が目立つわけです。この記事も、学校週5日制に思うということで、内容は塾に行けない子どもの変化についてということなんですね。塾に行きたくても行けない子どもたちがいらっしゃると思います。つまり塾に頼れない子どもたちと、週5日制になりまして、土曜日なんかは休みになるわけでありまして、そうしますと、さらに塾に行く子どもたちもふえてくるわけですね。そうしますと、学力の格差が広がってくるのではないかと。そのことによって、私は新たな不登校を生み出す土壌になるのではないかなと、このように心配しておるのですが、教育長どうでしょう、この点について。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。今、議員さんが御指摘されましたことも一つの要因としては考えられますが、国を初めとして、県の教育委員会、あるいは本市も、生徒あるいは児童に対する教員の数に目的別にふえてきている、すなわち対象の子どもが1学級1名の教員ですべてを対応するという方向ではなくて、少人数を対象として授業を展開していくという方向でいろいろな役目を持った先生方が配置されております。したがって、確かに学力低下ということで、保護者の方、あるいは一般の方々から心配される向きがありますし、私自身もないわけではございませんが、これからそういった少人数

への対応とか、あるいは個の学習を保障していくという方向でいろいろな制度が変わってきておりますから、その辺は間もなく解消されると思います。

もう一個考えておかなければならないのは、学力というものの解釈をほとんどのマスコミ、あるいは紙面では拝見することができません。恐らく学力というものを私自身が推測するのは、これまでありました知識の量、あるいは技能の進みぐあいというぐらいが中核になっておるのではないかと思いますけれども、今新しい学力が生きる力に代表されますように、まず自分から課題をつかんで、自分から判断し、自分で考え、そして行動していくという柱と、それから正義観とか、あるいは倫理観とか、他人を思いやる心、こういった人間性にかかわる問題、豊かな人間性の問題と、そして体力と健康、この3つが大きな柱でございます。

学力そのものをこういうふうにとらえてまいりますと、学校での生活から、週末、地域で過ごす中でいろいろな体験ができるわけですから、また違った学力が伸びているはずと思うんですね。したがって、今、議員からの御指摘がありました学力の低下というものを知識量というふうにとらえるならば、確かに授業数は減っていますから、これは減少していくのは当然でございますが、新しい学力観といたしますと、これは必ずしも落ち込んではいないというふうに思います。

したがって、結論は、これまでの知識、あるいは技能を伸ばす世界においても、今まで1人の教員が大人数を対象にしていた授業形態が大幅に変わっていくということ、これで心配は徐々になくなっていくと思いますし、また学力観をもう一回とらえ直すと、違った結果になるのではないかと考えております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 学校週5日制になっても、学力は落ちない努力をされるようなお話でしたけれども、私は塾に行っている子と行っていない子のそういう格差によって、学校に行きづらいということで授業がおくれてくるということで不登校を生んではならないということを心配して申し上げます。

次に移りますけれども、先般、新聞に載ってございましたけれども、県の教育職員組合でアンケート調査をされました。そのアンケートの内容は、「勤務実感として、超過勤務や持ち帰りの仕事がふえたか」との質問に対して、「ふえた」と答えられた方が62.7%おられました。熊野委員長は、土曜出勤をする教員が多いと。週5日制で忙しくなり、一人ひとりの子どもを丁寧に指導することができないと話したと、こういう記事が載っております。学校週5日制によって、教員はゆとりがなくなり、ますます忙しい状態に置かれているということであろうかと思えます。ですから、教員だけでは、不登校の子どもたち

に手が回らない状況になってきているのではないかなと、こう思います。それと、学校関係者だけでは、不登校の子どもたちに支援・対応することに無理がこれから生じてくるのではないかなと、こういう感じがするんですね。先ほど教育長が申されましたように、このスクールカウンセラーを8校に配置しておるとか、オアシス教室を設置して効果が上がっているというようなお話もされましたけれども、この学校の教員が家庭に訪問していく回数も今後減ってくるのではないかなというような感じがするのですが、その点について、どうなんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。確かに新聞記事ではそういうふうに乗っております。今、学校訪問等をしましても、やはり過渡期といいたいまいしょうか、やや先生方に疲れがあるなという感じを持っております。これは大きな改革の中で、一つの方向性を見定めながら努力していく中での過渡期の現象であると私は思いますけれども、根本的な問題があるのではあれば、いろいろなことを総合的に考えなければなりません。今、子ども一人ひとりに十分に対応できないという面の御指摘がありました。これはそんなに時間数が変わっているわけではありませんから、むしろこれは可能ではないかと思うんですけれども、先生方が一生懸命に取り組んでいただくということに非常に感謝しながら、それが現実問題として各学校共通の問題であれば、やはりこれは教員数の問題とか、あるいはいろいろな諸施策を考えていかなければなりません。当面は学校週5日制の動きの中で、そういう御指摘もあることを頭に入れながら、学校訪問等を通して、現実を十分に把握し、次の対応を考えさせていただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 最後に要望でありますけれども、これは東京メンタルヘルスアカデミー認定のカウンセラーの斉藤雅弘さんという方が記事を書いておられて、時間の都合上、読みませんが、この記事を見て感じたことは、この不登校の家庭に足を運んでいく、そして相手の話を聞いてあげることが大切なんだということを訴えられた内容なんです。ですから、そういった子どもたちをこちらに来てくださいと言うだけではなくて、打って出るというか、要するに不登校の自宅に足を運んでいって、そこで、先ほどホームスクールとか、ユア・フレンド事業ということを提案させていただきましたが、こういったことにつながってくるのではないかというふうに思っております。現にこういった制度を実施している市もあるわけでありまして。情報を持っていらっしゃると思いますので、その辺は研究していただいて、この件につきましては、前向きに検討をお願いをしたいということです。終わりにいたします。

議長（久保 玄爾君） 次は、母子家庭医療費助成制度について。健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） それでは、私の方からは、2点目の母子家庭医療費助成制度についての中で、平成13年7月の交付申請者の対応について。もう一点は、制度の見直しについてお答え申し上げます。

この制度につきましては、母子家庭の保健向上と生活安定を図るため、住民税所得割が非課税の母子家庭世帯の親子を対象とし、該当者が保険診療を受けた場合に生じる医療費の自己負担額を助成するものであります。

本年4月1日現在、市内での受給者数は1,419名、平成13年度の助成額合計は4,757万円となっており、この助成額を県と市で2分の1ずつ負担しております。

この助成制度の受給者証交付申請は、毎年7月15日から7月末までの間に行っておりますが、議員さんの御質問にございます平成13年7月の受給者証交付申請手続きにつきましては、資格要件を再確認したところ、住民登録上は単独母子世帯であります。実質的には、住民税所得割が賦課されている親等と同居し、同一生計状態にある者については非該当であることが確認されたために、更新手続の御案内を既受給者に送付する際、母子家庭医療受給者以外の家族状況調査票を同封し、これに記入していただき、同居親族を確認の上、受給者証を交付いたしました。この調査確認により、非受給者になられた方には、窓口において十分に御説明し、御理解をいただいているところでございます。

それから、2点目のこの制度の見直しについてでございますが、県内の他市においては、この県制度で定められた所得制限等を緩和して運用されているところもでございます。しかしながら本市においては、現在の厳しい財政状況から、この現行制度での運用を続けたいと思っております。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） ある女性からお手紙をいただいて、昨年7月の窓口でのやりとりで納得できないというような内容の手紙をいただいて、ここに立っているわけですが、いまだにこの方は、なぜこうなったのか理解をされていないわけであります。その説明の仕方というか、福祉用語または制度用語といいたまいますか、そうしたものが難しかったのか、詳しいことまではお聞きしておりませんが、納得ができないということでありまして、母子家庭の医療費助成制度で、昨年の申請時において対象から外された世帯、聞いてみる前に、私調べておりまして、平成13年の5月1日付では、1,649世帯がこの対象だったわけです。しかし、昨年この時期に、213世帯がこの制度から外されたんです。この制度から外された人たち213人、この予算の割合というか、不用になった額、これはいかにほどになるのか教えていただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 医療費につきましては、個人的にいろいろ差があると思いますが、単純に事業費を受給者の数で割ってみますと、1人の年間受給者の方の使われる個人負担分といえますか、これが3万円から3万3,000円ぐらいの間で年間推移をしております。仮に3万円といたしますと、先ほど議員が言われましたように、200人としても600万円と、こういう計算になるかと思います。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） では、この600万円については、県と市が2分の1、2分の1見るということで、市の持ち出しは300万円ということに……。

健康福祉部長（村田 辰美君） はい、そうです、適用されれば。

2番（山下 和明君） 実際は300万円。

それで昨年、「母子家庭医療費受給者証の交付申請について」という、こういったお知らせが届いておりますよね。内容は、「防府市では母子家庭等の医療費を助成する母子家庭医療費助成制度があります。この制度は医療費を助成することにより母子家庭等の生活の安定と福祉の増進を図るもので、平成13年度市民税所得割が非課税の世帯を対象としております」。なぜか去年は、これが括弧をされてここから文言がひっついたんです。というのが、「（住民票を世帯分離されている場合も、同居の祖父母等が所得制限の対象となります）」、ただこの括弧だけが入ったわけです。いわば、今までの当局の認識の勘違いといったことで、この括弧の部分がいわば外されていたわけですよね。去年はこの括弧が入っていたわけですよね、今申しましたことがですね。そうしますと、今まで、これは福の事業、県の方から予算をいただいているわけでありますので、当然県に報告されたのではないかなと。いわば今まで余分にもらっていたということになるわけなんですね。その点についてどう対処してこられたのか、その辺についてお聞きします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） そのことにつきましては、適正を期してしたところ、そういう事態が判明したということでございます。議員御指摘の県からの云々は、御指摘がありますれば県と協議してまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 約1年近くたつわけですが、これから県と協議していくということですか。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 県からの御指摘があれば、県と対応を協議していき

いと思っております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 今まで対象になっていた方は、本来対象から外れていたんだけど、いわば緩和された制度の中で恩恵をもらっていたということになるかと思いませんね。その点については、とやかく深く申してもあれですが。

いろいろ母子家庭の方のお話を聞きますと、子育てと仕事の両立というのは大変だということで、苦労も、また不安も多いんだと。収入が一般世帯と比べて少ない中でやりくりをしておるんだと。先ほど壇上でも申しましたように、同居に至るまでの経緯というものはいろいろあると思うんですよ。中には、元夫のDV、暴力といいましょうか、そうしたものから逃れるがためとか、そうしたことで同居の道を選ばれた方もいらっしゃると思います。一番気がかりなのが、病気だとか、入院において、そうしたときにとても不安が、将来なったときにあるんだということなんですね。母親が入院すれば当然収入が閉ざされます。子どもが入院すれば、その母親もやはり気になって、付き添いとかいろいろな面、また高額な医療負担が生じてくるわけでありまして。そうしたことで入院の場合が 外された方が言われるんですよ。入院の場合が心配であるということで、同居とかそうしたことを選択された方は多かったのではないかなと思います。

それで、私は、福の母子家庭医療費助成制度というものは、祖父母との同居を制限している制度だと、このように思えるわけです。確かに、親と同居していなくても、しっかり支援をしていただいてこの制度の恩恵を得られる方だってあるわけでありまして、これは市長さんにもう一度お聞きしたいわけでありまして、この制度を緩和してあげることができないのかな。特に特例として、入院においては、祖父母との同居であったとしても、母親の収入でどうだろうか、この条件でどうなんだろうと。先ほど部長が申しましたけれども、この213人の不用になった額が約600万円。市が持ち出しているのはその2分の1の300万円程度です。その点を考えていただいて、緩和をしていただけないかなと。どうでしょう。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今の制度が、結果的に同居を制限している形に相なっていないかということについて、私もなるほどなと思うところもあるわけでございますので、県とよく相談をいたしまして、県の方で緩和の措置が講じてもらえる形になるように努力してまいりたいと、そのように思っております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） よろしくお願ひしたいと思ひます。福祉医療にかかわる県の制

度である福事業、これは中には乳幼児の医療費助成制度なんかもあるわけでありませぬ。こういう制度であるけれども、よその市長さんは、この条件を撤廃したり、緩和したりしている措置もたくさんあります。また、この母子医療費助成事業で、下関市だとか、宇部市とか、新南陽市においては、この県制度の所得制限を撤廃しているところもあるんです。だからできないことはないと思うんですよ。緩和をしても、緩和の仕方によっては、私は大幅な緩和をしてくれと言っているわけではありません。入院のときの負担というのは大変なものがあるわけです。その件について緩和をしていただきたいという思いで、きょうはその代弁をさせてもらっているわけでありませぬので、どうか前向きに検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、2番、山下議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、14番、山田議員。

〔14番 山田 如仙君 登壇〕

14番（山田 如仙君） 政友会の山田如仙でございます。通告に従いまして質問させていただきます。きょう、ちょっと歯を患っておりますので、聞きにくい点がございましたらお許し願いたいと思います。

吉田松陰の言葉の中に「至誠にして動かざる者は未だこれあらざるなり」という、人は真心をもってすれば、どんなものにも感動しない者はないとの思いで質問させていただきます。誠意ある御答弁をよろしくお願い申し上げます。

行政改革は、行政の組織機構を抜本的に改めること。一般的に社会生活の複雑化、多様化に対応し、行政機構を一たん設けると固定化し、社会の変化に適応しがたく、そこで機構の円滑化、簡素化、能率化を図るため、行政機構を再編し、事務量を軽減または削減する必要があります。

そこでお尋ねいたします。本市では、市職員の資質の向上、効率化、簡素化、不要不急の事務の整理、事務の委託、職員教育の改善にどのように取り組んでおいでなのかお伺いをいたします。

次に、時間外の改善についてお尋ねをいたします。週5日制の中、時間外勤務が増しております。特に一時期に集中しての事務、労務、長期間の残業は、職員の健康上、生活権まで変わるような残業等の対応改善について、市庁舎事務、ワークシェアリング、労務、事務の委託対応についてお尋ねをいたします。

次に、文化行政改革についてお尋ねいたします。防府市が文化財を活かしたモデル地域

推進計画、歴史美遊感計画の中で取り上げられている歴史博物館の設置について、山口県歴史博物館の誘致について質問させていただきます。

防府市は、「歴史と未来の見える街・防府」をまちのスローガンに諸事業を展開、これまでに核となる施設として、未来は青少年科学館（ソラール）、現在は地域交流センター（アスピラート）、残るは歴史につきましても、防府市歴史美遊感計画の中で、道路や街路、環境の各整備を初め、歴史建造物の保存・修理、街並み整備など、施策や内容やスケジュールが検討されているところであります。内容的には、ハード、ソフトともに広範囲にわたりカバーされ、歴史の街・防府の歴史的素材を十二分に網羅している内容に思われます。ただ、総花的であるがゆえに、象徴となるべき核の施設が見えてこないのではありません。一般的には、このような歴史の街の中核施設として考えられるのは歴史博物館であります。人によっては違いがありますが、一般的には、観光客はその土地の歴史博物館に入って、その街の歴史や文化を学び、また正確に伝える点で、今回のような歴史のまちづくりには極めて重要な施設であります。現在進められている歴史美遊感計画の中では、ハードという項目の付け足し程度にしか扱われておらず、市民にとってはその概要すら伝わってまいりません。よって、質問でございますが、山口県歴史博物館についてどのような中身の構想をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

山口県の歴史博物館の誘致について、平成10年9月の議会で一般質問をさせていただきました。そのときの答弁は、「県立の中核的文化施設の誘致は、文化都市としての価値を高めるものとして、県への要望について検討していく必要があると考えております」との答弁で、その後の誘致問題の進展についてお尋ねし、新しい先鞭をつける意味からも、防府市に山口県博物館誘致について御検討をお願いいたします。

次に、三田尻御茶屋（英雲荘）の改善についてお尋ねいたします。三田尻御茶屋の保存修理の進捗率について、完成後は、以前のように公会堂、公民館として利用されるか。また資料館としての利用を考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、埋蔵文化財管理についてお尋ねいたします。「現在、国府跡にあります国衙発掘調査事務所及び埋蔵文化財の展示建物に、埋蔵文化財及び調査・研究資料等が保管されていますが、建物が老朽化しており、大変貴重な資料等の保管が安全でないように思われます。都市計画内の道路にもかかるようですし、一日も早く安全な場所に保管、管理、運営をどのように予定されているかお尋ねいたします」との質問を平成10年9月議会でいたしました。そのときの答弁は、「埋蔵文化財管理についてでございますが、国衙発掘調査事務所は、都市計画街路用地に昭和53年から暫定的にプレハブ倉庫及び事務所を設置し、出土品の一部展示などを行って現在に至っております。全国的にも貴重な調査成果を得て

おります。しかし、出土品及び発掘成果、資料の展示など、十分に行えない現状は理解しております。埋蔵文化財の管理及び出土品の活用については、その重要性を痛感しており、今後十分配慮してまいりたいと存じます」との答弁ですが、その後の進展について、またさらなる検討をよろしくお願いいたします。

最後に、市営墓地整備についてお尋ねいたします。要望が多くなっている市営墓地では、無縁墓など多く見受けられる現状になっているが、特に桑山、中河原墓地については、そういった墓が数多く、また、ごみなどの放置も見受けられる現状であります。環境面からも、墓地拡充の面からも、墓地整備事業が必要であり、墓地区画整理計画の御検討をお願いするものであります。

以上、壇上より質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 14番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。

最初に、行政改革について、市長より答弁をお願いします。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、行政改革についての御質問にお答えいたします。

既に御承知のとおり、私は行政改革に着手し、真に市民のための市政のあるべき姿を構築するため、その改善と改革に努めているところであります。その中でも、行政の組織機構につきましては、時代のニーズに即応しながら、機構の円滑化、簡素化、能率化を推進することは、議員御指摘のとおり、重要な事項であるととらえております。

まず市職員の資質向上と職員教育の改善についてでございますが、組織は人づくりから始まります。市役所という公的サービスを行う組織は、市民の皆様と直に接する場でありまして、応対する市職員の資質は組織の根幹を成すものであります。まさしく市役所の組織形成は職員の間人形成から始まるわけでありまして、

本市におきましては、人材育成とは、市民のためになる職員を目指し、自己の能力と意欲を持続的に向上させ、しかも、その能力と意欲を正しい方向に発揮する、そのような職員を育てることを基本とし、毎年度、職員研修計画を策定して、自己啓発はもとより、職場研修と職場外研修を適時・適切かつ効果的に実施し、職員の資質向上に取り組んでおります。さらに現在、行政改革の取り組み項目の一つとして、人材育成の推進を掲げ、中・長期的な視野に立った人材育成基本方針を策定することにいたしております。

次に、事務の効率化、簡素化、不要不急の事務の整理、事務委託につきましては、昨年策定いたしました行政改革大綱の中で重点事項にも取り上げており、先ほど御説明申し上げました行政改革取り組み項目において、民間委託の推進及び事業の見直しの中で、現在、具体的な方策について検討を進めておりまして、本年度中にはこれらのことについて、行

政改革推進計画を策定することとなります。

次に、時間外勤務の改善についてでございますが、御質問のとおり、全庁的に超過勤務の多い部署と少ない部署にかなりの差が生じております。これは各職場での業務の特殊性、すなわち業務内容の違いや業務開始から終了までの時間、時期、また繁閑等が異なるためでございます。もとより、職員の健康管理の上からも、行政経費の節減の上からも、極力、勤務時間内に業務の遂行が可能となるよう、O A化や事務改善等による業務の効率化を推進するとともに、業務量に見合った職員の適正配置による事務量の平準化や委託化等を推進することより、時間外勤務の適正化を図り、改善に努めることといたしております。しかしながら、物理的に解決できない側面もございますので、1人の職員に長期間にわたり負担がかからないよう職場の定期異動等も実施し、平準化を図っているところでございます。また、ワークシェアリングの導入の可能性についても、今後研究を進めてまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長並びに担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（山田 如仙君） 丁寧なる御答弁をいただきましてありがとうございました。

市長は、先般の所信表明の中で言っておられます、このことに尽きるのではないのかなと私も思っております。そのうちの1文を読みますと、「行政改革の必要性を痛感しているところでございます。民間の大変な御努力に比べ……」、ここが大変なんですね、「御努力に比べ、公的機関における行政改革のおくれを強く感じております。市と市民の皆様のため、日々行革を念頭に、市役所の内部改革を引き続き行うとともに、民間委託等、市民生活に直接関係する事項につきましては、行政改革委員の答申を尊重し、市議会にお諮りするとともに、市民の皆様との対話を重ねながら、その実現に努めてまいります」、まさにこのとおりであろうかと思っております。

一つお尋ねでございますが、非常に簡単なことでありますので、市民の方々は、市民の生活と直結したものでございますから、職員の方々とのあいさつとか、仕事の対応とか、行動につきましては、厳しい目で見ておると思うんです。それで、各部署での職員の教育とか指導についてどのようにされているのか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 末端行政といいますか、市民に一番身近な行政でございますだけに、市民との接遇ということはこれは極めて大切な事柄ではないかと思っております。そういう意味からも、たしか平成10年の9月議会でしたでしょうか、山田議員からの御提案もございまして、実は平成12年度から、全職員に対し、窓口や電話でのあいさつ、

心の込もった態度、そういう接遇のマニュアルを配布いたしまして、趣旨の徹底を図っているところでございます。

今後も、各職場におきましては、私も最近行われております朝礼等にも出席をいたしておりますが、まずは、お互いが「おはようございます」というあいさつを元気に交わしていくことから、市民の皆様への接遇もまた一段と変わっていくのではないかなと、そんなような思いを抱いております、大いに期待をしているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（山田 如仙君） 防府市の総務部の職員課の中で、防府市職員研修運営協議会というのがあるそうでありますが、そこで13年度の実績とか、14年度にどのようなことを実施されるのかちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） それでは、研修につきましてお答えをいたします。

まず13年度の実績でございますが、大きく分けまして5つの分野になろうかと思えます。まず一般研修でございますが、正規採用職員、クリーンセンターの職員を初めといたしまして、吏員から管理職までを含めまして、目的、テーマを定めて研修を実施しております。それから、特別研修といたしまして、OA研修、行政課題研修、それから派遣研修といたしまして、山口県を初め5機関に派遣をして研修を実施しております。それから、これは自主的な研修になろうかと思えますが、通信教育、自主研究グループでの研修も実施をしております。

さらに14年度の実績の予定でございますが、これに加えまして、自己啓発、職場研修等の項目を取り入れまして、内容をさらに充実して研修を実施してまいりたいと、かように思っております。よろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（山田 如仙君） ありがとうございます。行政改革は市政の根幹を成すものでありますから、行政改革を全職員一丸となって、改善・改革に取り組んでいただくよう強く要望しておきます。

議長（久保 玄爾君） 次は、文化行政改革について、教育長よりお願いします。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 歴史博物館の設置についてお答えいたします。

御質問の歴史博物館の中身の構想でございますが、具体的な建設計画につきましては、

財政的にも厳しい状態が続いており、いまだに実現しておりませんが、現在、文化財愛護思想の普及と高揚を通じて、歴史的文化財の活用を図るため、バーチャルサイトミュージアム（仮想歴史博物館）を平成12年度に開設し、インターネット上で防府の文化財、歴史等を広く情報発信しております。現在、月平均700件のアクセスがありますので、ぜひ議員さんにも御利用いただければと思っております。

次に、山口県歴史博物館の誘致についてでございますが、数多くの歴史的文化財の保存、活用を図る上において、市民からの要望も強く、施設の必要性も感じており、平成10年9月議会における市長答弁に基づき、県と折衝いたしましたが、その当時は、計画はないということでした。

次に、三田尻御茶屋（英雲荘）の改善についてでございますが、平成13年度末現在、進捗率は41.73%となっております。この事業は、国、県の補助事業であり、厳しい状況ではありますが、平成18年の国民文化祭に間に合うよう、国、県に働きかけてまいります。

利用計画につきましては、現在検討中ですが、以前は公民館活動等の施設として貸し出していたところです。修理後は史跡指定地の歴史性を生かすため、本館、花月楼、庭園そのものを展示施設として広く一般公開し、花月楼につきましては、茶道を基本テーマとして活用を図り、土蔵には萩往還関連資料等を展示し、市民に親しみと誇りを持っていただく身近な文化財を目指して努力してまいりたいと存じます。

次に、埋蔵文化財管理についてでございますが、国衛発掘調査事務所プレハブ倉庫で出土品を収蔵、保管しておりますが、毎年かなりの出土品の増加があります。保管場所について、平成13年4月より、競輪局旧選手宿舎を確保し保管しております。しかし、現在まで、全出土品の恒久的な保管場所について検討してまいりましたが、実現していない状況でございます。今後も増加する出土品に対応するため、引き続き保管場所確保について検討してまいりたいと存じます。

なお、かねてより議員から御提言のありました埋蔵文化財の展示について、本年7月より埋蔵文化財を活用するため、アスピラートにおいて、市内各地で発掘された出土品を2ないし3カ月おきに展示替えを行い公開いたします。今後とも、埋蔵文化財の活用について十分配慮してまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（山田 如仙君） ありがとうございます。

先般、防府史談会の総会が開催されまして、その席上で県立歴史博物館誘致を21世紀の目標設定されたというようなことを聞いております。防府市におかれましては、山口県

下一の歴史遺産があり、周防国衙跡、東大寺別院阿弥陀寺、国分寺、毛利邸、東大寺造営用材の採取のために開発した佐波川とか、非常にたくさんの条件がそろっているところがあります。先ほど、教育長からの御答弁の中で、県に言ってみましたら、計画はないということでしたが、私はこの関係部署に働きかけをしていく必要があるのではないかなと思っております。

山口県におきましては、歴史博物館が唯一の最後の建物になろうかなと。それが防府市に誘致できたらなという思いでこの質問をさせていただいておるわけでございます。これからも先輩の議員で、種田さんがおいでになりましたが、「所管にグルグルっといろいろなところに回る、これを根回しと言う」というのがありまして、その根回しをしっかりといただければなと思っております。

それから、歴史博物館構想の検討会というのが平成7年に1回目の会合をしております。その後に、防府と博物館との役割とか、3回目には、博物館と埋蔵文化センターの使命と機能について検討されたというようなことがありまして、その後いろいろな検討をなされていると思うのですが、何かそれにまつわる検討、また交渉をされて、いろいろお話があったのだろうか、お聞きをしてみたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 私自身が就任してからまだ1年経過しませんので、十分にその情報に精通しておりませんが、課の方からいただきました資料で、一応の概要を把握させていただきました。

先ほど申しましたように、県の方でこの歴史博物館を設立するという意向はないようですので、今、具体的な検討は進んでいないかと思っています。ただ、これから少しでも話が出れば、積極的なかわり合いと、そして防府市への誘致について努力させていただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（山田 如仙君） 今までに県の文化施設で誘致したものに、国際総合センターを下関がしております。県民文化ホール、これは岩国がしております。それから、萩美術館・浦上記念館は萩がしておりまして、国際芸術村というのが秋芳、こういうことになっております。防府におきましては、古代・中世・近世問わず文化財が散在しております。唯一の山口県にない歴史博物館を防府に誘致していただける検討をさらにしていただくよう強く要望して終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、市営墓地の整備について、生活環境部長、答弁をお願いします。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 市営墓地の整備についてお答えいたします。

桑山、中河原墓地を含め市営墓地は、現在7カ所にあり、約4,200区画を有しております。これらの墓地につきましては、防府市制施行前から存在している墓地でございます。そういうこともありまして、墓籍図や墓籍簿といったものが完全にでき上がっておらず、使用者の大半が把握できない状況であり、また無縁墳墓と思われる箇所が多数存在し、整備や管理を行うに当たり、大きな阻害要因となっております。

特に議員さん御指摘の桑山墓地は約1,000区画、中河原墓地につきましては約1,100区画ございますが、これらは市街地にありながら長期にわたり放置されている墳墓等も多く見られ、管理面でも大変苦慮いたしている状況でございます。このような状況の中、職員で除草等の環境美化を行っておりますが、墓地としては芳しい状況ではありません。

今後、桑山、中河原墓地を初め、各市営墓地の整備や管理を行うに当たり、墓籍図及び墓籍簿の作成や無縁墳墓の整備といったことを行っていく必要があると考えますが、墓地という特殊事情を考慮いたしまして、民法、墓地埋葬等に関する法律等を十分に調査・研究の上、進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（山田 如仙君） きょう、私が指摘しました桑山墓地と中河原墓地につきましては、墓籍が1,300、区画が1,000、それから中河原につきましては、墓籍が2,100と区画が、1,100と言われたのですが、1,133ではないかと思うのですが、大変な数の墓籍があるのでございます。これも時間が非常にかかると思いますが、今、墓籍図等をきっちりつくっておかないと、将来に汚点が残るのではないかなと。時間がかかりますので、少しずつでも調査されて、いろいろな問題が出てくると思いますけれども、真剣に取り組んで、今後も検討していただければと思います。終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、14番議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後 1時 2分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、10番、山本議員。

〔 10 番 山本 久江君 登壇 〕

10 番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして一般質問を行います。執行部におかれましては、積極的な御回答がいただけますようによくお願い申し上げます。

それでは、質問の第 1 点は、介護保険制度についてでございます。

最初に、利用料の助成、保険料の減免についてお尋ねをいたします。介護保険制度施行 3 年目を迎えます、全体として介護サービスの利用もふえてきておりますが、依然として 1 割の利用料の自己負担が重く、必要なサービスまで削らざるを得ない深刻な状況がございます。もう少し負担を軽くしてほしいと願っている市民の声にこたえて、利用料への市独自の助成制度をぜひつくっていただくように要望いたします。

今、市におきましては、介護サービスの利用者負担の軽減について、次のような軽減策をとっております。すなわち、これは国の特別対策の 1 つでございますけれども、訪問介護において、介護保険スタート以前の平成 12 年 3 月までに訪問介護の利用料が無料であった方については現在 3 % の負担となっております。また、社会福祉法人などが提供するサービスを利用されている方のうち、住民税非課税の方は原則 5 % の負担となっております。そうしますと、同じ収入であってもサービスの利用の時期や内容、それからサービス提供者によって自己負担が違うという、こういう状況が生まれてまいります。介護が必要な方が経済的な理由でサービスを受けられないという状況を少しでも解決をしていくために市独自の助成制度を検討していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

また、保険料の減免につきまして、これまでも繰り返し質問をさせていただいております。昨年の 12 月議会にも質問をさせていただきましたが、いい御返事がいただけませんでした。現在、介護保険事業計画の見直しの時期でもありまして、改めて低所得者に対する市独自の保険料減免の実施を強く要望いたします。

本来、非課税世帯には最低限の生活を保障するため、生計費に課税をしないという税制上の措置がとられているにもかかわらず、介護保険はみんなで支え合う制度という、こうした理由で保険料の支払いが優先させられております。こうした矛盾の中、65 歳以上の第 1 号被保険者について、さらに所得段階別に見てまいりますと、第 2 段階の世帯、これは世帯全員が住民税非課税の世帯ですけれども、この第 2 段階の中に本来なら第 1 段階基準の所得である生活保護基準以下の方がおられたり、あるいは保険料を課せられれば生活保護受給対象となる場合がございます。こうしたことなどを考慮いたしまして、ぜひ市として独自の減免を実施していただきたいと思っております。

御承知のように、厚生労働省が調査を行いました。この調査では、低所得者への保険料

の独自減免を行っている自治体は急激にふえておりまして、4月1日現在、431市町村。利用料の独自軽減は825自治体に上っております。計画の見直しの時期、ぜひ市民の切実な要望にこたえていただきたいと思います。いかがでございましょうか。積極的な御回答をどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、要介護認定者の障害者控除に関する質問をさせていただきます。1970年、昭和45年6月に都道府県知事あてに出されました社会局長通知、これは「高齢者の所得税法上の取り扱いについて」という通知でございますが、この中で障害者手帳を持っていなくても市町村長が障害者に準ずると認定すれば障害者の範囲に加えるというふうに明記されております。日本共産党の昨年11月の政府交渉で国税庁は、身体障害者1級から6級と介護保険法の要介護認定基準とは連動していないが、実態として要介護認定者が障害者控除の対象となることはほぼ一致する、限りなく近いものである、こういうふうに回答いたしております。また、3月の厚生労働省への申し入れに対しましても、税法上はあくまでも自治体が社会局長通知で自主的に考えてもらい、その立場を尊重する、こういう回答が厚生労働省より出されております。介護保険の要介護認定者は市町村長が障害者、または特別障害者に準ずるものと認定すれば障害者控除の対象になるということを受けとめ、市において要介護認定者に障害者控除の対象であること、その認定書を発行、送付するお考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

質問の大きな2点目ですが、有事法制三法案に関する市長の見解についてお尋ねをするものでございます。現在、国会で審議をされております有事法制三法案、武力攻撃事態法案、自衛隊法改正法案、安全保障会議設置法改正法案、この3つですが、この有事法制三法案は、戦争を放棄した憲法をじゅうりんして、アメリカが引き起こす戦争に日本が参加をして地方自治体や国民を総動員していく、こういう仕組みになっております。そして、住民の生命、あるいは人権、財産、地方自治体への侵害、極めて重大だと、こういうことで、現在、各界各層、あるいは特に地方自治体の首長や関係者からさまざまな意見が上がっております。すなわち、この法案が自衛隊の派遣だけではなく、国民の財産である土地や家屋を強制的に使用したり、医療や輸送、修理などの分野で民間や自治体も動員したりする。さらに、自衛隊の命令に従わなければ、懲役や罰金を科して処罰するという内容になっていること。特に、自治体との関係の問題では、武力攻撃事態法案の中で、内閣総理大臣に地方公共団体に対し事態対処措置を実施するように指示をする権限、そして地方公共団体がもしこれに従わない場合には内閣総理大臣は直接みずから、あるいはまた主務大臣を指揮して、地方公共団体が実施すべき措置を実施することができる権限を付与しております。このことは、まさに地方自治の本旨にも反することでございます。

振り返ってみますと、我が市では過去に核兵器廃絶都市宣言を市議会で行うなど、市民の皆さんの平和を願う声は大変高いものがございます。市民の暮らし、安全、そして福祉を守る立場から市長の有事法制三法案についての見解をお尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 10番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。

まず、有事法制三法案に関する市長の見解について、市長より答弁をお願いします。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは有事法制三法案に関する御質問にお答えいたします。

本年4月16日に閣議決定され、今国会に提案されております有事関連三法案は、武力攻撃事態への対処を中心に、国全体としての基本的な危機管理態勢の整備を図るものでございます。我が国に対する外部からの武力攻撃はあってはならないことではありますが、万一現実には我が国に武力攻撃が加えられた場合には国民の生命、身体及び財産を保護するために万全の措置を講じることは当然の責務であり、このための法律を整備することは基本的に必要であると認識しております。私といたしましては、地方公共団体も国とともに住民の生命、身体、財産を守るという使命がありますので、有事関連三法案につきまして国は地方公共団体に対して十分な説明を行い、また意見を反映させた上で国会において審議を尽くしていただきたいと考えております。

また、去る6月5日に開催されました全国市長会議におきましても、「武力攻撃事態対処法案等は自治体にとってさまざまな影響が予想されるとともに、市民生活に重大な影響を及ぼしかねないため、自治体や市民の大きな関心事となっている。国におかれては、自治体等への十分な説明責任を果たすとともに、国会において慎重かつ十分な審議を尽くされるよう要望する」という趣旨の決議がなされたところでございます。

残余の御質問につきましては担当部長から答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 今の市長からの御答弁は、この法整備については基本的に必要であるという、こういう御見解が出されたわけですけれども、今全国の世論調査を見ても、これは日経に6月5日付で公表された全国世論調査の結果ですけれども、有事関連三法案に対する賛成、反対。この結果が、反対が46%、賛成が40%というふうに反対の声が国民の声として非常に高まっているという、こういうアンケート結果もございます。それから、これは日本自治体労働組合総連合が全国の市長に対し、アンケートを

行っております。これもアンケートですが、474人の市長が回答を寄せられたそうですけれども、このうち有事法制そのものには反対であるという回答をされた方が40人、それから今国会に提出された法案には反対である、これが15人。慎重審議を求める、これが333人。賛成、この御意見もわずかばかりでしたがございましたと、こういう結果が出されております。まさにこの法案が国会に出されまして、北は北海道から南は沖縄までさまざまな自治体の長が反対の声、慎重審議を求める声を出しておりますが、少し御紹介をさせていただきたいと思えます。

北海道の砂川市長はこういうことを言っておられます。これは地元紙に対して明言をされているわけですが、このように言っておられます。「二度と戦争はやめよとつくった憲法が今余りにも拡大解釈をされていないだろうか。憲法を単純に読む限りは、権力を持って戦争することは容認できません。今の憲法の中に有事法制をつくることはできない。戦争で亡くなった方々の思いと憲法とのかかわりを考えたときに、そう簡単に憲法を拡大解釈するのはいかなものか。そして、もう一つは地方自治との関係です。我々地方自治を治めているものは、有事を想定したまちづくりはしておりません。例えば普通の橋は戦車は通れない、戦車に対応できません。それなのに、その橋を平気で戦車が通ることが起きるかもしれません。市長の権限のあるまちを何も知らない者が命令しようとしている。我々自治体の首長は憲法にのっとりながら住民自治を願ってまちを治めているわけです。有事に備えをしているわけではないんです。台風や水害が来るがごとく、備えあれば憂いなしなんてとんでもないことです。今の憲法の中で最大のものは第9条と地方自治だと思っています」、こういう御意見が出されておりますし、沖縄県の平良市でも、「国民的議論を無視した形での有事関連法案は、市民の命と財産を保護すべき市長として到底納得できるものではない」、こういうふうに各自治体の長が反対の声を上げられております。

これはまさに重大な問題として私たちは受けとめなくてはならないというふうに思いますが、御答弁の中で、我が国に対する外部からの武力攻撃がもしあった場合は国、地方自治体を挙げて協力しなくてはならないというふうなお話があったと思うんですけども、このことは国会の中でも、今、日本を攻め、占領して、国民を支配しようと企てている国がどこにあるだろうか。国会論戦の中でも、例えば現在の防衛庁長官の発言でも、こういうふうに言っています。政府自身も日本有事のリアリティの中には繰り返し言及している。最近でも、中谷防衛庁長官が3年、5年のタームでは想像できないと断言をしております。こういうことを考えても、外部からの武力攻撃は今本当に現実的、リアリティがあるものだろうかという、こういう中身が国会の中でも問われております。ですから、この法案が持つ深刻な中身をもう少し受けとめていただいて、市長会でも決議が上げられたそうです

けれども、国に対してさらに積極的に働きかけていただきたいということを、これは強く要望いたしておきます。

議長（久保 玄爾君） それでは、続いて介護保険について。健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） それでは私の方から介護保険制度の1点目のうち、利用料の助成についてと2点目の要介護認定者の障害者控除についてお答えさせていただきます。

介護保険の利用料の助成についてでございますが、介護保険法に定められております災害や失業等の特別な理由がある場合の減免に加え、利用料が高額となった場合の高額介護サービス費支給制度など、低所得者に対するさまざまな減免や軽減制度が設けられております。本市におきましても、これに基づいて引き続き運用してまいりたいと考えておりますので、本市独自の利用料の減免や軽減制度は、今考えておりません。

それから、2点目の要介護認定者の障害者控除についてでございますが、昭和45年の所得税法の改正及び昭和46年の地方税法の改正により、精神または身体に障害のある65歳以上の高齢者につきましては、身体障害者手帳を有していなくても、その障害の程度が障害者に準ずると市町村長が認めた場合には、税の障害者控除が受けられることとなっております。本市におきましても、障害者控除対象認定書の交付申請があった場合は、当時の厚生省社会局長通知に基づき、本人の状態を確認した上で認定書を交付しているところでございます。

御質問の要介護認定者を障害者控除の対象とすることにつきましては、厚生労働省が「要介護認定は介護の手間のかかり具合を判定するものであり、障害認定に一律に当てはめることはできない」という見解を示しております。したがって、市といたしましても、障害者控除対象認定に当たりましては、介護保険の要介護度とは切り離して考え、今までどおり社会局長通知に沿って認定してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 1点目のうち、介護保険料の減免についてお答えいたします。介護保険制度の趣旨は、老後の最大の不安要因であります介護問題に対して「40歳以上の国民みんなで支え合う」ことであり、被保険者の負担能力に応じて負担をするという観点から、65歳以上の方の保険料は所得状況に応じて原則として5段階設定となっており、制度の枠内で負担軽減が図られているところであります。

御質問の市独自の減免ではありますが、それによる収納不足分は県の財政安定化基金からの借り入れが必要となるため、結果的に他の第1号被保険者にその財源不足分を転嫁す

ることになります。

このことは、先ほど申し上げました「40歳以上の国民みんなで支え合う」という介護保険制度の趣旨に反することになりますので、本市独自の減免制度については考えておりません。

なお、平成15年度の介護保険制度の見直しに向けて、保険料など低所得者対策が大きな課題となっており、国において保険料の減免についての統一的なガイドラインが示されることを期待しているところでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） まず、利用料の助成問題につきまして再質問をさせていただきます。

保険料の所得段階別第1段階から第5段階の階層があるわけですが、それぞれに応じてサービスの利用実績が一体どうなっているのか。その状況をまずお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 所得段階別に見た支給限度額の実態ということでございますが、平成14年3月の利用分の状況を見てみますと、3月の利用者が全体で1,674人ありまして、そのときの支給限度額に対する利用率が40.8%という状況でございます。その中で、所得段階別に見てまいりますと、第1段階の方が50人おいでになります。平均で39.7%、第2段階の方が755人おられまして40.7%、第3段階の人が558人おいでになりまして38.9%、第4段階が183人で42.7%、第5段階が44人で44.1%という状況になっております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 今、御答弁いただきましたように、第1段階というのは生活保護の受給者、それから老齢福祉年金の受給者の方々の世代、一番低い所得の方々の段階です。それが利用率が39.7%です。第5段階というのは所得の高い方の世帯ですが、サービス利用率が44.1%。つまり、この傾向から所得の低い方は限度額の範囲内でのサービス利用が非常に低いということが言えると思うんです。特に、要介護5。これは最重度の介護が必要な方ですが、これに顕著にあらわれているんです。第1段階の要介護5の方の利用率は29.1%です。ところが、第5段階、所得の高い方の要介護5の利用率というのは84.6%です。つまり、所得が低い方は経済的な負担を考えながらサービスを抑制しているという、こういう傾向が御答弁の中でもありますし、私、資料をい

ただいたんですが、3月の利用分の中を見ましても、こういう傾向が出てきているんです。これは防府市だけではございませんで、全国的な状況としてあるわけです。

つまり、介護保険というのは社会全体で介護を支えていこうという趣旨で出発いたしましたけれども、お金がなければサービスの利用ができないということが数字的にも実はあらわれているわけです。あるケアマネージャーの方が言うておられましたけれども、ケアプランをつくるときに、この方は例えば要介護1だと。体の状態に応じた介護をいろいろ考えていくんだけれども、残念ながらまず聞かなければならないことは、どのぐらい負担ができるかということなんです。その人にとってどれだけサービスが必要かというよりも、どのぐらい負担できるか、これはこの介護保険が持つ大変な矛盾ではなからうかというふうに思います。ぜひこの点をしっかりと見据えて、全国的にはいろんな利用料の負担を助成していく、数字も申しあげましたけれども、各自治体で取り組みが始まっているわけです。

改めてもう一点質問をさせていただきますが、例えば訪問介護。これはホームヘルパーのサービスですけれども、訪問介護の利用者負担の軽減で、壇上で申しあげましたように、介護保険が始まるまでに利用されていた65歳以上の方、所得税が非課税と生活保護受給世帯ですけれども、この方は現在3%です。もし、現在同じ所得で介護保険が始まって利用された方は自己負担は3%ですと、こういうことをやるとすれば、市独自の負担はどのぐらいの費用がかかるのかお答え願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） それではお答えいたします。

訪問介護のうちで、平成12年以降の利用者が軽減されるとしたら金額的に幾らぐらいになるかという御質問であったと思います。訪問介護につきましては、平成12年3月までの1年間に訪問介護を利用されたことがある65歳以上の方で、生計の中心者が所得税非課税や生活保護世帯など利用料が無料であった方は、平成12年の4月以降は3%の利用者負担となっております。平成14年3月の利用者が838人ございます。このうち、197人の方が今の3%の軽減措置を受けておいでになります。軽減額は月額で7万7,000円となっております。よって、残りの641人の方が10%の負担をされておる方だと思います。この641人のうち、軽減対象者は所得段階別に第1段階、第2段階の方で、全体41.2%であります。見込みが264人と考えられます。平成14年3月利用分の軽減分を試算してみますと、一人当たりの平均ではございますが、軽減額は大体3,806円ぐらいではなからうかと思っております。先ほど申しあげましたように、対象者を264人分として3,806円に264人分を掛けたといたしまして、月額が105万

円ぐらいであろうかと。年額にしますと、1,260万円程度になろうかと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 3月分を試算をして、年額1,260万円という数字が出てまいりましたけれども、例えば自己負担が軽くなることでさまざまなサービスを利用することがどういう意味があるかということなのですが、高齢者の方が生きがいを持って生活の範囲を広げていける、その可能性が随分広がってくるわけです。例えば小郡町では訪問介護に限らず、訪問入浴介護、訪問看護、そして訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハ、さまざまな対象サービスの負担を本人3%の負担にしております。これは所得制限がありません。ですから、こういう形でサービスを展開されますと、小郡町の要介護認定者の中には、こういう本当に優れたサービスを利用して高齢者の方が生き生きと活躍されている、生活をされているという実態をいろんな場所で、私聞きました。防府市でも高齢者に希望が持てるように、こうした助成制度をぜひ検討していただきたいというふうに思います。大島町、和木町、小郡町は平成12年から既に実施をしておりますが、平成13年、14年と県内でもかなり広がっておりますので、ぜひ市長さんの御英断を来年度からも、介護保険事業計画は今見直しですので、このあたりの問題についてもぜひ御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。もし、利用料について御意見があれば市長さんよろしくお願ひします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 今、議員さんは年額で1,260万円とおっしゃいましたから私の方がうそを言ったのかもわかりませんが、先ほど申しましたように、3,806円で対象者は264人分といたしますと、月額は100万5,000円で、年額では1,206万円となろうかと思ひます。私がうそを言ったのかもわかりませんが、御無礼いたしました。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 引き続きまして、保険料の減免の問題についてお尋ねをいたします。

平成13年12月議会の質問と変わらない御答弁で本当に残念に思ひますが、普通徴収、つまり年金が月額1万5,000円未満の方は個別に保険料を払わなくてははいけませんけれども、この収納率は現在どういうふうになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 普通徴収の収納率でございますけれども、平成13年度決算の見込みでございますが、93.3%でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 93.3%という数字をいただきましたが、まさに年金が月額1万5,000円未満と、こういう経済状況の中で大変な状況が想像できるわけですが、ぜひ保険料の独自軽減をお願いをしたいというふうに思います。

特に、問題なのが、今壇上でも申し上げましたように、保険料は所得段階別に決まっております。例えば第1段階は生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者の方々ですが、年額が一番低い状態です。その次が第2段階。世帯全員が住民税非課税、この世帯の方ですが、その次に介護保険料が高くなっております。ところが、第2段階の中に第1段階よりも低い所得の方がいらっしゃる。低い所得の方が第1段階よりも高い保険料を払っておられるという矛盾が実はあるわけです。そこをぜひ市独自で解決をしていただきたいと思いますが、そのあたり御答弁が先ほどございませんでしたので、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 山本議員さんのおっしゃることも大変よく理解できます。ただ、第2、第3段階の被保険者の中で第1段階を下回る所得ということでございますが、そういう方たちは確定申告の義務がございませんでし、収入の把握が非常に困難でございます。所得は少ないが、仮に資産がある場合、扶養義務者からの仕送りがあるとかという場合もございませんでし、遺族年金があるという場合もございませんでし、したがって、そういう収入の把握が非常に困難でございますので、もし仮に減免を行うにしても、公平な適用ができないのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 宇部市では第2段階の状況に注目いたしまして、第2段階の中に生活保護基準以下の方があれば、これは第1段階の保険料にしましょうと。徳地町もそうですね。こういうふうに非常に理屈にかなった保険料設定を市独自で考えているわけです。これは全国的に広がっております。市長さんは、公平・公正な市政というふうによく言われますけれども、こういう福祉の分野で本当に不公平な実態が実はあるわけです。利用料の問題にしてもそうですね。先ほども申し上げましたように、介護保険以前から無料の方は3%だけれども、最近申請すれば1割ですよと、このあたりの矛盾ですね。本来な

ら同じ収入であれば同じようにサービスが受けられる、保険料も同じ収入であれば同じように保険料が払えるというのが公正な状況ではないかと思うんですけれども、このあたり、もう少し目を配っていただいて、介護保険制度の矛盾を解決していただくために、ぜひ市長さんにも考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。そのあたり御答弁をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 御承知のとおり、介護保険制度を施行してまだ日も浅うございます。そのシステム等においてもいろいろまた気づきもあろうかと、そのように思うわけでございます。ちょうど見直しの時期の中に入ってきておりますので、全体的な観点の中で考えるところは考えてまいりたいと、そのように思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 介護保険制度は今年3年目です。日も浅いとおっしゃいますけれども、既に初年度でさまざまな問題が出てきて、これを解決するために13年度はさまざまな努力が全国的にもされてきたわけです。特に、利用料、保険料の問題は一番シビアな問題として提起をされたわけですから、十分防府市でも検討の課題にのっていいんじゃないかというふうに思います。

介護保険事業計画の見直しですが、これは市のパンフレットなんですけれども、65歳以上の皆さんへとして、納めて安心介護保険の保険料となっておりますけれども、納めて安心どころか、納めてもまだ不安がある介護保険、こういうふうに言わざるを得ない状況がたくさんあると思います。例えば施設の不足も言われております。病院を出なくちゃいけない、老人保健施設を3カ月で出なくちゃいけない。どこの施設にお願いしようか、なかなか入れない状況が今ありますよね。介護の負担は軽減されたところか、家族にとって介護不安というのはますます大きくなっている面が、一面があるんじゃないかと思うんです。そのあたりをぜひ介護保険事業計画の見直しの時期に検討をしていただきたい。施設もどうするか、そして在宅サービス、まだまだ不足しているというふうに思いますので、ぜひ真剣な検討をお願いしたいと思います。その中に、市独自の減免、そして利用料の助成についても1項目加えていただきたいというふうに、これは強く要望いたしておきます。

次に、要介護認定者の障害者控除について再質問をさせていただきます。

壇上で申し上げました社会局長の通知の中身を少し紹介をさせていただきたいと思いますが、これは昭和45年に既に出ているんですけれども、「障害者控除の範囲拡大について」ということで、こういうふうになっております。「従来、障害者控除の対象となる者

は、精神衛生鑑定医等の判定により、精神薄弱者」 今はこういうふうに言いませんけれども、当時の言葉ですので、すみません、このまま読ませていただきます。「精神薄弱者とされた者、身体障害者手帳を有する者などに限られ、老齢により精神、または身体に障害のある者であっても、これらの者に該当しない限り控除の対象とならなかったものであるが、このたび障害者控除の対象になる者の範囲が次のように拡大された」ということで、障害者の範囲の中に、市町村長または特別区の区長の認定を受けている者が加えられたことというふうになっているんですね。市が判断をすれば障害者に準ずるという形で範囲を認めるといふ、そういうことなんです。そして、山口県も今年3月に「老齢者の所得税法及び地方税法上の取り扱いについて」ということで通知を出しております。この厚生省の局長通知に基づいて適正に取り扱われるようお願いをしますと、こういう通知です。要するに、市の判断を最大限尊重していく、局長通知を適正に判断をして、市が適正に処理をしていただきたいという、こういう中身なんですけれども、ここでお尋ねいたしますが、例えば小野田市などは要介護4から5の方が特別障害者の控除を受けられるようにしております。このあたり防府市では検討がされるのかどうか、お尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 小野田市などは要介護4、5の特別障害者控除が受けられるけど、防府市ではどうするのかという御質問かと思いますが、要介護度によって特別障害者に準ずる等の認定をするのは適当ではないと考えております。先ほど申しましたように、申請があれば御本人さんの実態の状況を確認した上で認定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 本人の申請があれば実態に応じて確認書を出すという、こういう御回答だったというふうに思います。全国的な状況を調べてみますと、例えば新潟県長岡、上越市などはすべての対象者に認定書を送付いたしております。普通障害、要介護1、2、特別障害、要介護3、4、5と。それから、愛知県の刈谷市も特別障害、要介護4、5。これもすべての対象者に認定書を送っている。島根県の益田市と周辺8町もすべて送っている。高知県も県議会でも取り上げられまして、高知市の市議会でもそういう議論があったようですけれども、これもすべて認定書の送付をいたしております。全国的に取り組みがまちまちなんですけれども、市民にとって一番助かる方法は一体どういうものかということ。今後、検討を待たなくちゃいけない面もあるんですけれども、制度を知らなかったために申請ができなかったということのないように、要介護認定を受けている人

は障害者控除の対象であるということの周知徹底をぜひ図っていただきたいというふうに思います。その必要性も含めて市の方でどのように考えておられるのか、そのあたりをお伺いいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 制度を知らなかったために税の控除等が受けられなかったということのないようにという御質問であろうかと思いますが、周知徹底の方法としては、現在、市広報等で全世帯に対して掲載するのが一番よろしいんじゃないかなと思うかと思っております。税の控除でございますから、申告時期等、課税課サイドの方ともその時期等については協議いたしまして、申告時期に間に合うように掲載できればしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） ぜひ周知徹底の方をよろしく願いいたします。全体を通して介護保険制度にかかわるさまざまな問題点が、最近、市民の皆さんから寄せられておりますので、ぜひ介護保険事業計画の見直しの時期に市民の皆さんの声をもっと聞いていただきたいというふうに思うわけです。そして、来年度以降、市民のための介護保険事業計画がされますように強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思いません。

議長（久保 玄爾君） 以上で10番、山本議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、11番、木村議員。

〔11番 木村 一彦君 登壇〕

11番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、明確な御答弁をお願いいたします。

最初に、市長の所信表明について質問いたします。

市長は、本議会冒頭の所信表明で、「このたびの選挙におきまして、市民の皆様から新たな負託を賜り、再び市長の重責を担うこととなりましたが、初心を忘れることなく、公平・公正の基本理念と限りない使命感を胸に全力を挙げて働いてまいる決意でございます」と述べておられます。もとより市長は12万市民の代表として一部の利益に偏ることなく、どの市民に対しても公平・公正な市政を執行されることは当然のことでありまして、またすべての市民が強く望むところであります。私は公平・公正な市政を望む立場から今年3月の本市議会におきまして一般質問をいたしました。市長の政治資金問題を取り上げ

たわけであります。市長の資金管理団体である青眼会への企業からの政治献金について、市長が初当選を果たされてから1年後の平成11年6月議会で同僚議員の質問に答えて、「市長就任以来、市の契約案件にかかわりがありそうだと思う方々は全部脱会していただくようにしてあります。執行権というものを付与された立場に立った政治家でございますので、議員時代とは違うということで線をビシッと引いております」云々と答弁されております。そしてこの態度に変わりはないかと、このように去る3月議会で尋ねたわけであります。これに対して市長は、いささかの変わりもございませんと極めて歯切れのよい、明確な答弁をされたわけであります。

御承知のように、去る19日、疑惑のデパートと呼ばれた鈴木宗男衆議院議員がついに逮捕されました。直接の逮捕容疑は行政処分を受けたやまりんという林業会社の依頼を受けて林野庁に口ききをし、見返りに500万円を受け取ったあっせん収賄であります。今回の事件では、企業の依頼を受けての口ききへの対価としての献金が、届けられていてもわいろとして認定されたことで、企業献金そのもののわいろ性が一層鮮明になったわけであります。受けた金は政治資金として届け出たから、わいろでなく政治献金だとする鈴木宗男氏の主張が全く通らないことがはっきりしたわけであります。

このように、今や政治家の政治資金、政治献金についてはその透明性が強く求められているわけであります。市長は選挙後の記者会見で、政治資金もすべて公開しており、やましいことは何一つないと述べておられますが、公開、すなわち届け出たからといって、それですべて済まされるものでないことは以上のことから明白であります。

そこでお尋ねいたします。

第1に、市長の資金管理団体青眼会への政治献金はこれまでの重ねての言明どおり市の契約案件とはかかわりのないものかどうか。第2に、市長の政治資金が多過ぎるのではないかという選挙中の批判に答える形で、選挙後の記者会見では年間1,000万円程度の政治資金を約1,200人からの個人献金でいただいているだけだと言っておられますが、これに間違いはないのかどうか。以上、明確な御答弁をお願いいたします。

次に、火葬場業務の民間委託についてお尋ねします。

市は去る5月29日の職員労働組合との事務折衝で、新火葬場の完成に伴い、平成15年度から現在市直営で行っている火葬場業務を民間業者に委託したい。については、現在、定年を過ぎて働いておられる臨時職員1名の退職と正職員2名のクリーンセンターへの配置がえを行いたい、このような旨の申し入れをされたやに聞いております。現在、火葬場で働いておられる3名の職員は、当初から火葬場職員として採用されており、定年も65歳までとなっているなど、一般の現業職員とはかなり条件が異なっております。もしこの

人たちがクリーンセンターへ配置がえになるとすれば、定年が当初の約束より5年短くなるなど、労働条件が大幅に変わり、職種も変わることになります。当然、労使協議の対象となりますので、今後の協議の行方を見守りたいと思いますが、この問題は単に労使の問題であるだけでなく、市民生活に密接な関係を持つ問題なので、これについて質問をさせていただきます。

業務の民間委託については、行政改革推進項目のAランクに位置づけられているごみ収集業務、市立保育所、学校給食、学校用務員などについて行政改革委員会の答申があり、これに対しては市民の間に大きな疑問と反対の声が上がっているのは周知のとおりであります。当議会でも一般質問等でしばしば取り上げられ、論議の的となっていることも、また御承知のとおりであります。しかるに今、Bランクに位置づけられている項目の一つである火葬場業務の民間委託については、市民や議会に何の公式な説明もなく、期限を区切った実施が進められようとしていることは重大だと考えます。火葬場は、言うまでもなく市民だれもが世話になる、市民生活に最も密着した業務の一つであり、その民間委託は市民抜きに行政サイドだけで勝手に進めてよいものではありません。同じBランクにはと場、公園樹木管理、サイクリングターミナル、大平山市民農園などの民間委託が上げられておりますが、いずれ劣らず市民生活に深いかかわりがある問題であります。

そこでお尋ねいたします。

1、行革委員会の答申があったごみ収集等の問題は議会にも報告があり、広報などを通じて市民への一定の周知が進んでおりますが、Bランクなど他の項目については、今のところその取り扱いについて市民は全く知る立場にありません。市長は常々市民が主役と言っておられますが、これについて今後どのようにしていくお考えなのか、庁内の取り組みと市民及び議会との関係について具体的に述べていただきたいと思います。

2、火葬場業務の民間委託は、どのような背景と経緯、理由で来年度からの実施が具体化されてきたのか。

3、民間委託した結果、どのようなことが予想されるのか。県内他市の状況を含めてお教え願いたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 11番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。

まず、1の市長の所信表明について、市長より答弁をお願いします。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、私の所信表明についての御質問についてお答えをいたします。

まず、契約案件にかかわりのある企業からの政治献金についてというお問い合わせでございますが、平成11年の6月議会で議員さんの御質問にお答えをし、また平成14年、今年でございますが、3月の本会議で木村議員さんの御質問にお答えをしておりますが、これは私の気持ちを申し上げたわけでありまして、平成11年までの間というのは政治資金規正法において企業からの献金が認められていた間でございますけれども、その間には幾らかの企業からの献金があったと、私はそのように思っております。

続きまして、5月28日の朝日新聞さんに記載されておった項目の中で、政治資金について私はすべて公開しており、やましいことは何一つないと申し上げたことは、そのとおりでございます。ただ、数字的に約1,000万円を1,200人の方々からというふうに、新聞を何回読んでもそのように書いてあるんでございますけれども、実はこれは資料も何も持たずに5月27日のお昼ごろでした、選挙の終わった翌日でございます。多くの方々からの御質問の中でお答えをしていった数字でございまして、私が平成13年分、したがって今年の3月二十何日かに私の事務所から報告をいたしました、そのときの数字を事務員から聞いておりました。それが逆転して伝わったのかもしれないと思っております。約1,000人の方々から約1,200万円のお金をいただいたと、そういうふうな感じが約1,000万円のお金を1,200人の方々からというふうな表現になったのかなと、そんなふうに思って、今思い返しておるわけでありまして。何せ選挙の終わった翌日、資料も何もない状態での発言でございますので、数字に多少の誤差がございましたことは御寛容願いたいと、そのように思っているところでございます。

残余の御質問につきましては担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） まず、契約案件にかかわる企業からの政治献金の問題で再質問いたします。

今、市長は2回の議会にわたって、こういう契約案件にかかわりがありそうだと、あるだけじゃなくてありそうだと思う方々は全部脱会していただくようにしておると。議員時代と違って執行権があるから、その辺は線をビシッと引いてけじめをつけておると、こういうふうに2回にわたって言われているわけです。今のお話だと、それは私の気持ちを言ったんだとおっしゃいますが、気持ちだけで言われたんじゃ政治家の発言としては困ります。事実に基づいて言ってもらわないと困るんです。私はこうしたい、こうあったらいいなんていう気持ちだけでそういう政治的な立場を表明されたんじゃ困ります。その辺はどうですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 気持ちと申し上げましたが、事実的にもかなりの数、そういうものは減ってきたはずでございますし、脱会の届けをいただいたり、いろいろしてきた社も何社があったと思います。何せ私は平成10年6月まで政治活動を県会議員として続けておりました。政治資金に関する法律はたしか平成7年から義務づけられてきたと記憶しておりまして、平成7年分からの、義務づけられてくる以前から私はすべて事実のとおりを報告をしまいいりましたし、その間に、私は比較的少ないと思いますけど、市の契約案件、特に土木建築関係に関する契約案件の事業所からの献金というのは、私は非常に少ない数の政治家だと思えますけども、それらを見ていく中で、10年6月に市長に就任をいたしましたので、11年からについてはお断りをしようと、そういうふうな形で減ってきたのは、まさに事実でございます。詳しい数がどのぐらいかということになるとちょっと私もわかりませんが、10年当時から見れば数社であり、そしてまた11年の段階では、したがって残りが数社ぐらい残っていて、しかしながら12年からは御承知のとおり企業からの政治献金をちょうだいすることができなくなりましたので、それ以降は全くゼロと、そういう形になっているわけでございますので、企業からの政治献金は一切認められないという政治家としての信念と、そういうお立場の中におられる木村議員と私の立場というものは、おのずと立脚するところが若干違うのではないかと思いますので、その辺も御理解をいただければと、そのように思うわけでございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 非常に歯切れが悪いですね。今おっしゃったことは、私、重大だと思うんです。先ほど壇上でも申し上げましたが、政治家に対する企業献金、これは鈴木宗男氏の場合は届け出ておっても、それはわいろだと検察は認めたわけです。したがって、鈴木宗男氏と同じように契約にかかわりがあるような政治献金はもらうべきじゃないんですよ。市長もそのことはわかっておられるから市長就任1年後の平成11年の6月議会、また今年の3月議会ではっきりおっしゃったんです。非常に歯切れよくおっしゃったんです。そんなものは全部脱会していただく。県会議員時代とは違うということで線をピシッと引く、このようにおっしゃっているんです、2回も。ところが、今伺うとそういうのはあったかもしれない、こういうお話ですね。私は本当にかっかりします、公平・公正と言われている市長がそういう態度をとられるというのは。

今、減ってきている、あったとしても数社じゃないかと、こうおっしゃっていました。私、山口県選挙管理委員会に市長が届け出ておられる政治資金規正法の届け出を見ました。調べてみました。そうしたら、平成11年1月1日から12月31日までの間に市長の資金管理団体の青眼会に全部で60社の企業献金がありました。私、調べました。そのうち、

数社どころか驚くなかれ、26社が市の指名業者なんです。いいですか。物品の納入業者が12社、工事関係の指名業者が15社、全部で26社。（「12と15ですか。27ですわね。」と呼ぶ者あり）27社ですわね。ただ、この中には物品と工事と両方兼ねている業者がおりますので、26社と言いました。60社のうちの43.3%ですよ。半分近くが指名業者なんです。

それから、企業献金が禁止されて個人献金だけになった平成12年、これも調べました。そうしたら、みんな個人名に変わっておりますが、大方は今まで献金されておった企業の代表者や経営陣が個人名で献金されております。その中に明らかに市の指名業者の経営者ないしは役員である人たちが、全体で47人の個人名が載っております。そのうちの14人、これが市の指名業者の社長、代表取締役ないしは役員の人たちが個人で献金しているんです。これも47人の14人ですから約30%。こういう人たちが市長に献金をしているんです。数社とか、わずかとか、少ないとか言えるような程度じゃありません。

しかも、この指名業者の中で、今はっきりしているだけでも、名前は言いませんがフェンスとか、そういうのを工事する会社、この人は平成11年には企業献金し、平成12年には社長が個人献金しております。この会社が平成11年2月に130万円の工事、平成11年12月には630万円の工事を落札しております。また、平成12年にはこの会社は1月に190万円、6月に160万円を落札しております。工事を受注しているんです。この11年、12年。13年はまだ政治資金の収支報告が公表されておられませんから、私も調べておりませんが、平成13年にもこの会社は1月に270万円、同じ1月、125万円を落札しております。あわせて平成11年、12年、13年で1,550万円もの工事を市から落札しているんです。工事を請け負っているんです。そういう会社から市長は平成11年には企業献金でお金をもらい、12年にはその代表者から個人献金をもらっているんです。

それから、物品の方は情報公開されていませんからわかりませんが、例えば私が知っているだけでもある事務機器会社は市に相当の事務機器を納入しています。私は議会事務局でもそれを目撃していますから、これは間違いありません。それから、ある衛生製品や清掃製品の会社も市の外郭団体の施設に入っております。また、ある産業廃棄物を利用したポリ製品をつくっている会社、これも市にいろいろなものを納入しています。こういう物品でもたくさんの会社が市に商品を買ってもらっているんです。この平成11年、12年にも。実績があるんです。

それから、さっき工事で言いました、これは親会社、落札した企業だけでありまして、この中には先の3月議会で私が問題にしました芝田建設のように、直接工事は受注してい

ないが、その下請に入っている業者も多々あると思います。そういうふうに、鈴木宗男さんの事例と比べてみて、不透明な、現に仕事を市からもらっている、そういう業者からかなりの献金をもらっているということは、市長が言われる公平・公正とは一体どういうことなのか、私は理解に苦しむわけではありますが、それについて市長、いかがですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 詳しくいろいろお話しされましたが、どこの会社なのかなと思いつながら聞いておりますし、中には、ああ、うちの親戚だなと思いつながら聞いておる個人の方もあつわけでございますけれども、私として市のいろいろな契約の会社が、1,000件を超えるほど会社があるらしいんでございますけれども、それらの会社がどういふ仕事をとつておられるとか、あるいはどういふふうなかかわり合つて市の中に納入しておられるかというようなことなど、残念ながら詳しく知ることができませんというか、するいとまもないというか、よく分からないんです。ですから、木村さんが木村さんのお立場で、私とは違つ立場に、当然政治的立場というものはあつるかと思つまして、そのお立場が一つと。

それから、私の立場を考えられた上でのあつべき姿はどうなのかということでございますので、私といたしましても、これからさらにそういうことをまた木村さんから言われることのないように、少しでも改善できるところは改善もしていかねばならない。

ただ、政治家としてこの仕事をずっと20年以上やつてこらせていただきました。やはり市長としてそれなりの政治活動の報告誌をお配りしたり、私なりに既に95万部を20年間の間にお配りをしてきておりますし、そういうものにかかる経費、あるいは事務所を細々と維持していく上での経費等々、そこそこの政治的なお金がかかるということについても御理解をいただきたいなと、そういうふうにおつておるところでございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 立場が違つ、立場が違つと言われますけど、私、違つないと思つますよ。企業献金一般を問題にしているんじゃないんです。鈴木宗男氏と同様に工事請負とか、あるいは物品納入とか、そういう利害がかかわる企業からの献金は、日本共産党だけが言つているんじゃないんです。検察庁が言つているんですから。そういうのはいけないと、わいろだと鈴木宗男氏については認定したわけですよ。だから、それは立場が違つということじゃないんです。そういう利害得失がかかわる、市長がいみじくも今までも2回言われたように、契約案件にかかわりがありそうだと思つ方は、議員時代とは違つんだから、執行権というものがあつるので全部そういうものは脱会していただく、線をピシツと引く、こついうふうにおつておるんです。当たり前のことですよ。これと立場は違つな

いじゃないですか。私が言っているのは、この市長の立場を言っているんです。市長が言われた立場が違うんじゃないかということを行っているんです。全然立場は違います。あなたの立場で今質問しているんです。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 鈴木宗男さんのことをおっしゃるのも、それから徳島県の知事がどうだから防府市もこうだというようなピラも随分選挙のときにはお配りになったようでございますけれども、いずれも検察御当局なり、警察御当局なりが捜査に入られたりとか、あるいはいろいろなまさに疑惑というような言葉が使われてもいたし方ないような状態の中での政治献金と、普通の政治活動を行っている者に対しての政治献金と、同じ政治献金という一つの枠の中で何もかも悪であるというふうに断じられるということは、私は悲しいことではないかと、このように思っております。

それから、ビシッとビシッと何回もお使いになります、確かにビシッととおっしゃるんですけども、26社であったものが14人だと、こうおっしゃるわけですけども、10年度に比べたらどうなるのかなと思ったりしますと、半分ぐらいずつになってきておるといふふうに私は思いますし、それからもう一つの支える会という私の個人献金主体の会は、私、ちょっと書いておるのが、平成13年度では957人の方、青眼会は個人的に41名の方、それを合わせたら998人、合計で1,262万円というような金額になるわけでございますけども、その全体の1,000人に近い数の中の14人がかわり合いが非常にあるとか、あるいは物品を納入しておるとかといったら、納入をしたり、市から仕事をもらうこと自体が悪というふうな形にもなっていくかねないようなことにもなりますので、私としてはそれぞれのやはり考え方の違いということで、それから重ねて申し上げますが、そういう別の事柄で、はっきり捜査の形になってしまった形と、一般に献金をいただいている形と同列上で扱い、しかもこういう公開の場でおっしゃったり、あるいは私も残念ではようがないんですけども、選挙の折にあれだけものチラシとあれだけものマイク攻勢をおやりになるというのは、それはそれなりに認められておるところとは言いながらも、同じ政治をやっておる者として、あるいは同じ市政を担っている立場として、私は本当に悲しいことだと、そのように思っておりますので、どうかそこら辺のないようにひとつお願いをいたしたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） あのね、市から仕事をもらうのが悪なんて一つも言っていません。そういう企業から献金をもらうべきじゃないというのは、みずから今まで言明されているんじゃないかということを行っているんです。それと違うことが事実としてあるんじ

ゃないかということです。

それから、公開の場で云々とおっしゃいましたけど、これは市長がみずから記者会見で言われているように、政治資金規正法によって届け出たことは公開されていることですから、これをこの場で言うのは何一つ差し支えないわけです。だれが見ても構わない。

それから、選挙の際のことを言われますが、それは選挙であればいろんな宣伝をやりま
す。市長の側も何とか隊という宣伝車を出して随分やっておられるじゃないですか。そう
いうことを言ったら、全くきょうの議論をはぐらかそうという議論だと私は思います。

それから、詳しくはよくわからないと、こうおっしゃいました。どういう業者がどうい
う仕事をとっているかよくわからない。これもまた無責任な話じゃないでしょうか。わか
らないなら、そのような、今まで議会で繰り返し言われたような契約案件にかかわりがあ
りそうな方は全部脱会していただくと、このようなことは言われたい方がいいんです。だ
から、もし今お話聞いて、どうもそう言うけど何社かありそうだとすることは自分で認
められたわけですから、私は議会の本会議という公開の場でそういう言明をされたこと
について市長として責任を持つということで、これまでの平成11年の6月議会や今年の3
月議会での市長の言明を訂正していただきたいと思います。その気はありますか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 訂正する気はございません。私のその時の気持ちを申し上げた
わけでありまして、基本的に私は政治資金というものは平成11年までは企業からはちょ
うだいでできる立場にあったと思っておりますし、いただいたものはきちんと報告をいたし
ておりますし、そして12年からは企業からはただかずに個人からただけという枠
の中でいただいてまいりましたし、それはそれで報告をきちんといたしております。お気
持ちにおいてゼロにならなかったことがいけないと、こういうふうに思われるかもわかり
ませんが、それなりの努力をしてきた。そしてまた、それなりのそういう事実も出ておる
ということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 訂正しないということで、市長の公平・公正というものがい
かなるものかというのは私なりに理解します。

それから、少しずつよくなっているじゃないかとおっしゃいましたが、それならそのよ
うに少しずつよくなるように努力すると、こういう言明をされるべきだと思います。そう
いうふうに訂正をされるなら私は了としますが、それも訂正されないということですから、
市長の政治的立場、公平・公正という立場はいかなるものかということをお私に受け
取りました。この問題についてはこれで終わりたいと思います。

そこで、この質問の2番目の政治資金の総額について、先ほど市長から、あるいは資料がなかったので1,000万円を1,200人からもらっているというのは、1,000人から1,200万円をもらっているの間違いではなかったか、かもわからない、多少の差異はある、こうおっしゃいました。これも多少の差異じゃないんです。大変大きな差異があるんです。私、これも山口県選挙管理委員会に行って調べました。市長の政治団体は、先ほどから言っております資金管理団体である青眼会、それから今、市長が言われた松浦正人を支える会、それからもう一つ松浦正人後援会、この3つがあります。

この3つがそれぞれ集めている政治資金は幾らかと言いますと、青眼会は個人の負担する党費または会費、これが92万円、57人からもらっておられます。それから、個人からの寄附、これは全部平成13年の届け出、つまり平成12年分です。平成12年の1月から12月まで。それで会費が92万円。個人からの寄附が804万7,375円、47人からもらっております。その他、総会の収入というのが載っていますが、これは省きます。合計で985万5,388円、これだけの資金を寄附、その他で集めておられます。

それから、松浦正人を支える会。これは個人からの寄附が693万5,000円。これは内訳は別掲ということで詳しく名前は出ておりません。それから10万円未満の収入が2万4,320円で合計が695万9,320円。

それから、松浦正人後援会。これは個人からの寄附は2,000円でわずかです。政治団体からの寄附というのが1,270万円あります。これはさっき言った青眼会、松浦正人を支える会、この2つの団体から後援会に交付するような形でおっております。これはダブリますから計算から外しますけれども、その他の事業による収入というのが1,279万円あります。中身は何かと言いますと、これは県政報告会新春の集いというので361万5,000円の収入を上げておられます。それから、政治活動20年記念大会。これで893万円の収入が上がっております。これはいわゆるパーティーだと思っんです。このほか大平山観月会とか、その他ありますが、これは省きます。合計で松浦正人後援会は1,279万2,000円、ほかの2団体から入ってきた交付金を除いて集めておられます。

この3つの団体を合計しますと、集めた政治資金は2,960万6,708円になる。大方3,000万円になるんです。だから、1,000万円が1,200万円の間違いじゃなかったかというようなもんじゃないんです。3,000万円近い金を集めておられるんです。しかも、そんな金はいわゆるパーティー形式で集めたものもかなりのものがあります。この点について市長、記者会見と全然違いますが、どう思われますか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） これもひざを交えて御説明すれば御理解いただけると私は確信しているんですけれども、私はたまたま平成12年に政治活動20周年という節目を迎えました。そして、私は毎年新春の集いというのを、既に今年17回目になったのか、やらせていただいております。これは恒例の行事でございます、これらの懇親会の費用は5,000円、それから今の支える会に5,000円ほど御負担をいただいて、1万円という形でやるわけでございますけれども、その5,000円は後援会の懇親会によって納められた会費でありまして、私はそれをすべて一たん収入の中に入れる。同じように、平成12年10月だったと思いますけれども、20周年の集いをやっていただいた。やっていただいたときのお支払いくださった方々のお金も全部一たん会費の中に入れるということで、後援会の中に入れるということで、収入の中に確かに入ってまいります。入ってまいりますので膨大な金額のように見えるかもわからないんですけれども、その中から記念品の品代とか、あるいは飲み食いの際に会場にお支払いしたものとか、看板代とか、いろいろなものがその中から出ていっているわけでありまして、それらが即、私のいわゆる政治活動の資金として入ってきたというふうに合算してお考えになられるとは、私も残念だなと思うわけであります。

それから、人数の問題につきましても、今、平成12年ですか、青眼会の会費というので92万とかと、こう言われましたが、これもいわゆる会合におけるときの会費でありまして、私、何もかも全部洗いざらいに計上していく主義でやってまいりました。どこかで観月会をやったり、あるいは忘年会をやったりというような形があれば、その時の7,000円ずつの会費を全部収入で入れていくというようなあんばいですね。だから、そういうふうな形で膨らんでしまったのかなと、そういうふうに思っているわけで、むしろその数字は私が正直にすべてのものを出してきた、その何よりのあかしであると、そのように思っただけならばと、そう思います。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 当然なんです。パーティーをやったり、記念大会という名前でいろんな集まりをやって会費を集めたときに、それを計上するのは当たり前なんです。政治資金規正法にそういうことをやったときには収入と支出をちゃんと書きなさいと書いてあるんですから。当然書かなきゃいけないんです。政治資金というのは、入ったものから支出したものが残って何かもうけがあったのが政治資金じゃないんです。全部集めて、そしてそれをいろんな活動に使うから政治資金なんです。市長自身も記者会見でこう言っておられるじゃないですか。活動報告誌の郵送代、公費を使わないプライベートなつき合い、事務所維持費などにかかる年間1,000万円程度の政治資金を約1,200人からの

個人献金でいただいているだけだと。つまり、そういうことに使うから政治資金を集めているんですから、当然支出があるのは当たり前なんです。しかし、どれだけの資金をどういう格好で集めるか、幾ら集めるかが問題なんです。その総額について市長がここで言うておられる1,000万円は大幅に違う。このことを私は指摘しておきたいと思います。もう時間がありませんので、この問題はこれで置きたいと思います。

続く問題の御答弁をお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 次は行政改革について総務部長よりお願いします。

総務部長（中村 武則君） それでは、行政改革B項目等他の項目についてお答えをいたします。

行政改革103項目の取り扱いにつきましては、昨年8月、議員の皆様にも一覧表を配付させていただきましたし、また昨年9月以降の市議会でも再三にわたり御説明を申し上げておりますように、防府市行政改革大綱に基づきまして、庁内の各部署から提案されたものを行政改革推進項目として定め、行政改革推進会議において市民生活に直接関係するものをA項目とする。これにつきましては、民間の立場から広く御意見をお聞きする必要がありますので、行政改革委員会に諮問をし、答申をいただき、この答申を踏まえ、現在、計画策定に向け鋭意取り組んでおります。

一方、自主的に取り組む項目のうち、行政改革推進会議において全庁一元的に取り組むものをB項目、各担当部署で取り組むものをC項目、さらに事務事業の現状と改革のための諸条件を勘案し、なお検討を要するものをD項目と区分分けをしておりますが、これらの取り組み項目は庁内組織において検討を重ねた末、推進会議においてそれぞれ業務の改革の方向性を定め、B項目については項目別推進計画策定指針、C項目については指示として決定をし、関係部課長あてに通知をすることといたしております。

関係部課長においては、この指針等に従って推進計画と実施計画を策定いたすこととなります。計画が策定された段階で議会や市民の皆様にもお知らせをし、御理解を得るとともに、条例の改廃が必要なものは議会にもお諮りすることになると存じますが、こうした各種条件等の整備も行ってまいります。その後、周知の必要のあるものは一定の周知期間を経て、実施に移してまいりますことといたしております。

また、行政改革推進会議では、各項目の検討段階においてB、C、Dのランクづけの変更も視野に入れて詳細な検討を加えることとしております。もとより市政の簡素・スリム化と経費の節減は、行政みずからの責任において行っていかなければならない喫緊の行政課題でございますが、市民及びその代表である議会の皆様の御理解と御支援を得ながら進めていく必要があると存じます。

なお、本市議会定例会終了後、7月13日から野島地域を皮切りに市内15地域の公民館等において、「市長を囲む合併・行革トーク」と題する市政懇談会が開催をされますので、その折に行政改革につきましても御説明を申し上げ、また市民の皆様からの御質問にもお答えして、御理解を賜ることとしていきます。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） では、2点目の火葬業務民間委託の背景や経緯等についてお答えをいたします。現在、建築中の新火葬場が平成15年4月1日より供用開始となる予定ですが、新しい火葬場は現在の火葬場に比べ、相当規模の大きなものであり、また通夜や葬儀も行うことのできる火葬場でございます。したがって、新火葬場の管理運営につきましては現在の体制では対応できませんので、どのような方法をとれば円滑な運営が行えるかを検討してまいりました。

中でも一番重要な業務であります火葬業務について最も重点を置き、火葬業務を現在のように直営で行う方がよいのか、あるいは民間にその業務を委託した方がよいのか、他市の実情等を詳しく調査・研究を行ってまいりました。これらを参考として協議を重ねた結果、新火葬場における火葬業務は受付や案内業務、斎場や待合個室の管理業務などとあわせて包括して民間に委託した方が円滑な運営が図れるとの結論に達したものでございます。

また、行政改革推進会議におきましても、この問題についての検討を行い、「新火葬場の火葬業務について火葬炉の運転や施設警備、斎場運営等勤務形態が拡大かつ不規則となる点を考慮すると、より柔軟な対応がとれる民間委託を推進すべき」との結論に至ったところであります。

次に、3点目の火葬業務を民間委託した結果、どのようなことが予想されるかとの御質問ですが、既に民間委託をしております他市の状況をお聞きいたしましても、サービスが低下したということはありません。火葬業務を民間委託した場合でも、当然その行政責任は市に帰属するものでありますので、サービスの低下はもちろんのこと、あらゆる分野において市民の方々に御迷惑をかけることがないよう、厳しく指導してまいり所存でございます。

なお、県内他市の状況でございますが、12カ所の火葬場、または斎場がございまして、火葬業務を直営で行っているところが2カ所、直営と民間委託の両方で行なっているところが5カ所、民間委託のみで対応しているところが5カ所となっておりますが、平成に入って新設されました火葬場5カ所を見ますと、全部委託が3カ所、一部委託が2カ所となっております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） まず、行革項目の実施について、議会や市民にもっと開かれたものにしてほしいということで壇上でも申しました。総務部長の御答弁では、議会の御理解と御支援をお願いします。それから、周知の必要のあるものは一定の期間を経て周知すると、こういうことでありました。しかし、壇上でも言ったように、例えば火葬場の業務を民間の業者に委託するということになれば、これは市民にとっては非常に大きな問題です。今、生活環境部長の方から全く変わりがないという言明はあったわけですが、それにしても実際この点はどうなるんだろうか、あの点はどうなるんだろうかということも市民はいろいろわからない、あるいは心配があるわけです。

そういう点で、私は以前の本会議でも言いましたけれども、前回の行政改革、今度が第3次とすれば第2次、あの当時は議会の中にも行政改革特別委員会というのがありまして、細かい100項目以上の問題について1年間にわたって、この問題についてはこうしていきたい。議会の方からは、いや、それはこうじゃないかと。いろいろその項目について市民の立場から論議してきたわけです。今回はそれがいいわけです。

火葬場の問題にしても、私がこの議会で取り上げなければ恐らく来年の広報か何かに、4月から民間業者の何々会社がやることになりましたということが 載ればいい方で、載るぐらいで、市民にとっては全くわからない、こういう状況なわけです。それじゃいけないんじゃないかということ私を言いたいわけです。そういう点では、せめて市民の代表である議会には、全部が全部とは言いませんが、市民生活に本当に密接なかわりがある問題については、ぜひ議会に対して説明もするし、その意見も聞くと、こういう形で進めていっていただきたい。行政内部だけで処理してほしくない。これは市民の声だと思うんです。それはさっき壇上で言いました、いろんな、火葬場以外でも市民生活にかかわりありますよ。例えば大平山の市民農園なんかも民間委託をもしされたとしたら、そういうことはまだ出てないのかもしれませんが、されたとしたら、今つくっている方々に、一片の通知で新年度からこうなりましたと言うだけじゃ困るんです。だから、そういう意味で事前に早く議会にも説明もし、意見も聞く、こういうことをぜひやってもらいたいと思いますが、総務部長、いかがですか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） ただいまの御意見でございますが、貴重な御意見として伺っておきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 貴重な御意見じゃなしに、検討するかしないかということな

んです。御答弁をお願いします。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（土井 章君） 今の火葬場の件ですけれども、今、推進計画といいますか、推進指針をつくっている段階でございまして、それがこの夏にはほかの部門も含めましてできる予定にしております。その段階で議会の方にも御説明をするという予定にしております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） ですから、行政内部の処理だけで、行政機構をいじるとか、事務の簡素化をやるとか、そういうことはやっていただいていたんですけども、市民生活にかかわりがあることについては火葬場に限らず、せめて議会には報告もし、意見も聞くということをぜひやっていただきたいということを重ねて要望しておきます。時間がまいりました。

あと、火葬場を民間業者にやっていただいてもサービスは一切低下しない、こういうはっきりした生活環境部長の言明がございましたので、私はぜひその言明どおり市の責任を果たしていただきたい。むしろよくなったと言われれば幸いですし、ただ、民間業者、山口市でやっているのを聞きますと、施設のメンテナンスなんかも含めてこういう人たちがやるわけですけれども、かまのメンテナンスなんかを含めてやるわけですけど、別にその会社のプロが来るわけじゃないらしいです。現地採用の人を雇って、いわば素人ですね。素人の人を雇って、これをやるということですから、私は今おられるベテランの職員さんがやっても別に支障はないというふうに思います。ということを申し上げて制限時間がまいりましたので、私の質問を終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） いいですよ。どうぞ。

助役（土井 章君） 特に許可をいただきまして、ちょっと発言させていただきますけれども、先ほどの木村議員の市長の政治姿勢の御質問の中に芝田建設という言葉が出ましたので、3月議会のことについて、その後地方紙でいるんなことが述べられておりますので、ここでちょっと確認だけさせていただきます。3月議会で木村議員さんは、「工法については、先ほど申し上げましたように、この工事の工法はドックマン工法といいまして、縦坑を掘って、それからジャッキで掘削していくわけですね。だから、これは市内の業者で十分できる技術なんです。この元請のF社もこれはやれると確認しております」というふうにおっしゃっておりますが、その翌日、全業者を事情聴取いたしました。部課長が手分けをして確認いたしました。市内の業者では、そこでの工事に対応するだけの技術も人材もないということでしたので、この際御報告をさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で11番、木村議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は7月8日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。お疲れさまでした。

午後 2時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年6月27日

防府市議会議長 久 保 玄 爾

防府市議会議員 木 村 一 彦

防府市議会議員 馬 野 昭 彦